

第三十一次国会 衆議院 商工委員會議録 第十九号

昭和三十四年二月二十五日(水曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事小川 平二君 理事小泉 純也君

理事小平 久雄君 理事中村 幸八君

理事南 好雄君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

新井 京太君 岡部 得三君

鹿野 彦吉君 川野 芳満君

木倉和一郎君 始関 伊平君

關谷 勝利君 中井 一夫君

西村 直己君 濱田 正信君

細田 義安君 山手 満男君

板川 正吾君 今村 等君

内海 清君 大矢 省三君

勝澤 芳雄君 小林 正美君

鈴木 一君 堂森 芳夫君

中嶋 英夫君 水谷長三郎君

出席政府委員

総理府事務官 原田 章君

(警察庁長官官房長) 中川 俊思君

通商産業事務次官 松尾泰一郎君

(通商産業事務官) 小出 榮一君

(通商局長) 今井 善衛君

(通商産業事務官) 福井 政男君

(通商局長) 委員外の出席者

警察 視 長 中村 隆則君

(警察庁保安局長) 保安課長

大蔵事務官 木村 秀弘君

(主税局税関部長) 中野 正一君

(通商局長) 並川 義隆君

(日本、ナナ輸入団体連合会副会長) 柴田 勇君

(ナナ業者同志会会長) 越田 清七君

参事 考人 門 員

二月二十五日

委員福田越夫君辞任につき、その補

欠として川野芳満君が議長の名で

委員に連任された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

石油資源開発株式会社法の一部を改

正する法律案(内閣提出第一三三号)

繊維工業設備臨時措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出第一四一号)

特定物資輸入臨時措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出第六〇号)

○長谷川委員長 これより會議を開き

ます。まずブランド類輸出促進臨時措置法

案、小売商業特別措置法案、商業調整

法案、特定物資輸入臨時措置法の一部

を改正する法律案、疏安工業合理化及

び疏安輸出調整臨時措置法の一部を改

正する法律案、石油資源開発株式会社

法の一部を改正する法律案及び繊維工

業設備臨時措置法の一部を改正する法

律案、以上七法案を一括議題とし、審

査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次こ

れを許可いたします。鈴木一君。

○鈴木(一)委員 石油資源開発株式会

社法の一部を改正する法律案について

お尋ねしたいと思いますが、十九日の

委員会でお尋ねしましたが、質問を俟

留してありますのでそこから続けてい

きたいと思ひます。

政府の御答弁では開発計画がまだ

はっきりしないために予算総則にも盛

ることができなかった、こういうふう

な御答弁であったと思ひますけれど

も、私から申し上げるまでもなく、五

カ年計画が進行中のことでもありま

すし、またこの法案の第八条を見ま

す。その營業年度の事業計画、資金計画及

び取支予算を定め、通商産業大臣の認

可を受けなければならぬ。というふ

うなことがはっきり規定されてお

るので、開発計画がまだはっきりし

ないというところは、ちょっと私どもには

ふに落ちないわけでございます。その

点一つお尋ねしたいと思ひます。

○福井政府委員 ただいまの御質問の

点につきましては、ごもっともな御質問

だと思ひますが、ただこの前も申し上

げましたように、開発地点をきま

まは、具体的な金額をはっきりとは

きません。石油資源の開発の性質から

みまして、年度当初に必ずしもは

っきりと概定し得ない点がある、

とを申し上げたわけでございます。た

だこの前申し上げました点の一つつ

け加えてお答え申し上げたいと思

ひますが、そういう状況にござ

います。ただ本年度の一般的な感

じから見まして、日本開発銀行の

融資に期待いたしておりますが、

従いまして本年度開発銀行の融

資で相当部分でございます。

当まかない得るのではな

かろうかという感じが持

っておりますが、この

点は現在の見込みでござ

いまして、もう少し開発の

地点の具体的な計画が

進展いたさないと最後の

なことははっきりわか

らないと存じますけれど

も、大よそのところ開

発の資金で間に合

得るのではな

かろうかという感じが

持っております。

○鈴木(一)委員 そう

しますと開発銀行

の方と会社の間で、

あらかじめ大体

どのくらいの開発

資金がほしいとい

うようなことの打

合せができて、内

話のようなものが

とってあるわけ

でございますか。

法改正によって國の債務保証が確立

されれば、会社が開發銀行に目下交渉

中の開發資金は大体間違ひなく借り

られ、こういうことになり

ますか。

○福井政府委員 今回の債務保証によ

りまして、資金の供給を確保し

ようというふうなことを意

図いたしてござ

います。市中央銀行の融

資がなかなかつか

ないというので、債務

保証の規定を置いて

いただくことにいた

してござ

いますので、おそ

らく開發銀行から借

りますものにつ

きましては、債務

保証の關係は必要

がないであ

らう、かように解

釈いたしてござ

います。

○鈴木(一)委員 第八

条では会社の事

業計画、資金計画、

取支予算は通産大

臣の認可を得な

ければならないこ

となつてお

りますが、この計

画は通産大臣の

認可でござ

を現在國會に提出して

ござ

いますので、こ

の關係で政府出

資が入

つてお

るわけ

ござ

います。この

きま

りましたので、

会社は

具体的

な事業

計画を、

現場と

検討を

いた

して

ござ

います。た

だ先

ほど

米

お

話の

出

ました

当初

確定

し

得

ない

か

ど

う

か

と

部分が出てくるというふうなことになると思います、変更の認可申請が出て参ると思ひます。

○鈴木(一)委員 法律第一条に「会社の目的」として急速かつ計画的に石油資源の開発を行うことになっており、その趣旨に沿うて五カ年計画も立てられておられる、こういうふうな理解するわけでございますが、しかもこの政府の出資あるいは債務保証というふうな予算に關係のある問題もからまつてきておられますので、少くともこの十二月中あたりまでにはその翌年度の会社の事業計画ができるというふうな事が運ばれる方が、万事も都合がいいのではないかと、そういうふうな点で少し会社の方があるいは政府のやり方が計画性がなさ過ぎる、ルーズ過ぎるような感じも持つわけですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○福井政府委員 仰せの点はごもっともでございますが、探鉱計画なり開発計画は、一般的にはずつと計画的にやつておるわけでございますが、今年各年度の具体的な事業計画になりまして、御承知のように政府出資に依存する資金が大部分でございますので、その關係が予算できまりませんと、最後の事業計画はできがたい。それから御承知のように政府出資が三十四年度二十億でございます、そのほかに民間出資七億五、六千万を予定いたしておられますが、これも民間の融資の方をばつきりと見当をつけなければなりません。そういうふうなことでございまして、なかなか事業計画の具体的に立ちますのが、予算等の関連で若干おくれとくるというところでございまして、で

きるだけ私も早目にするように努力いたしたいとかように考えております。

○鈴木(一)委員 この法律が通つたあと、債務保証の問題が起つてくるわけでありまして、大体金額にしてどのくらいのものか予定されておられますか。

○福井政府委員 現在のところまだはつきりした額が先ほど来申し上げておりますように、出ておりません。ただ三十四年度は先ほど申し上げましたように、あるいは大体開銀の資金で間に合うのではなからうかというふうな感じも持つておられますが、大きい地点で具体的な計画ができるような段取りになりますと、やはり民間資金に依存しなければならぬという關係が出てくると思つておられます。しかしそう大きな額にはならないだろうとかように考えております。

○鈴木(一)委員 大体了解したのでございまして、予算がきまらなければ従つて計画が立たないんだ、政府出資その他がきまらなければ計画も立たないんだということでございますけれども、大体十二月あるいは一月初めには予算の原案ができるわけなんです。こういういわれわれ全員一致できまつた法案、しかも国内資源の開発という非常に重要な問題に關する法案でございますし、会社の出資が少いとか、そんなことでけちつけるわけでもありませんし、一応その予算できまれば、そのまま通つたろうと思つておられます。ですからもう少し早く予算がきまらなければ計画がきまらないうことになつて、大体予算がきまるころには会社の計画もできているんだというふうな運ばれなければ、五カ年計画のすみやかな実施というものは私、できない

んじやないかというふうな考えますので、その辺については答弁は要りませんから、今後特段の工夫をお願いしたい、こういうふうな思ひます。

それから五カ年計画のことでちよつとお伺いしますが、大体この五カ年計画で國産原油をどのくらい生産するのかが目的であつたか、その点お伺いします。

○福井政府委員 五カ年後に既存の従来生産いたしておりますと合せまして、百万キロの國産原油の生産を確保いたしたい、これが五カ年計画の目的でございます。

○鈴木(一)委員 三十三年度でどの程度まで國産原油が出るのですか。

○福井政府委員 月に約二千キロ程度でございます。

○鈴木(一)委員 それで進むと、三十七年度には予定通り百万キロロトル生産できるのですか。

○福井政府委員 私ども確保いたしたい、かようなことで努力いたしておるわけでございます。

○鈴木(一)委員 五カ年計画によりまして、これは修正された五カ年計画であらうと思ひますけれども、二百六十本井戸を掘る、こういうことになつておると思ひますが、三十三年度の実績では百二十本しか掘つていないのです。そうすると、三十四年度の計画では、私の伺つておるところでは、三十本掘る、このうち海底が五本、陸上が三十三本というふうになつておられます。おそれる三十五年度も、この調子では三十四年度程度の四十本くらいしか掘れない、こういうふうな思つたわけでありまして、そういうふうな三十三年度の実績百二本に対して、三十四年

三十八本、三十五年大体四十本というふうに見ますと、百八十本しか掘れない。そうすると二百六十本に対して七〇%の遂行率にしかならないわけでございますが、これで予定通り百万キロロトルを生産するということができるのかどうか、その点を一つお伺いしたいと思ひます。

○福井政府委員 五カ年計画では、一番最初の計画では、ただいまのお話にございまして試掘口数は二百八十八本というふうな予定をいたしておるわけでございますが、それを修正いたしまして百十本ということにいたしました、その実績が百二十本、かようになつておられます。この数字は三十年から三十三年度までの実績でございます。従いまして修正計画に対しては大体近い数字をとつておるということになつておりますが、もともと当初の試掘の計画といひますのが、やはり少し大き過ぎたのではなからうか、かように考えておられます。いずれにしましても生産の方でございまして、試掘は掘つておられるけれども、まだなかなか思つたように油が出てないというのが仰せのように実情でございます、これが三十六年度に所期の目的を達成し得るかどうかというところは、一に今後の探鉱と開発に待つところでございますが、日本の石油資源を大がかりに調査するのはこの五カ年計画が初めてでございます。これによつて大いに石油資源を探し当てたい、こういうことで努力いたして参つたわけでございますが、なかなか資源の状況から生産量につきましても思つたような成果を得ていない、これが実情であります。

○鈴木(一)委員 その成績が上つてないというふうな原因、また五カ年計画が予定通り進行していないというふうな原因は、結局資金がないためにできないのか、あるいは技術が悪くてうまく掘り当らないのか、あるいは日本の自然的条件が非常にむずかしいのか、あるいはこの三つの問題が相互にからみ合つておられるのか、その辺の事情をお伺いしたいと思ひますが、私はやはり國の積極的な助成が足りないために予定通りの計画が進んでいないのではないかと、こういうふうにも思つたわけでありまして、その辺の事情は主管官庁としてどういうふうにお考えになつておられますか。

○福井政府委員 仰せのようにいろいろの關係が総合しておると存じますが、今までのところでは、石油資源開発株式会社では、会社としてしまつては非常に力を上げて努力をいたしておるわけでございます。ただ今までの実績から見まして油が出ないというところは、賦存状況のいいところに当らなかつたということであろうと思ひます。今後私どもは海洋掘りにも本格的に手をつけますし、何はともあれ、大いに油の出ることを実は期待いたしておるわけでありまして、それから資金量につきましては、会社の計画に對しましてはかなり削減された数字になつておられますが、当初の五カ年計画のときの計算から見ますと相当開きもございまして、何分当初の計画はほんとうの計画であつたやうな面も多分ございまして、現在実行いたしておられるのは、やむを得ず最大限の予算の範囲内でやつておる、こういうところでございます。ただ仰せ

のように全体的に見まして、外国の石油資源の探査等の国の資金のつぎ込み方等から見まして、今後私も資金の獲得にはなお一段の努力をいたして参りたい、かように考えております。

○鈴木(一)委員 今局長みずから言われたように、外国の例と比べて国の援助あるいはその他の協力が足りないというふうなことでござりますが、アメリカあたりの例を見ましても、もちろんそれは立地条件がいいという点があるかもしれないけれども、成功した井戸一本に対して計算してみれば、四億くらいの方がつぎ込まれておるといふのが実情のようでは、アメリカとは国力も違ふし、同じようなことをしてもできないかもしれないけれども、困の方がかせいかも法律を作つて、こういう会社を発足させておるわけでございますから、もう少し困の積極的な資金援助も必要であらうと思ひますが、政務次官、その点どういふふうにお考えですか。

○中川(俊)政府委員 お説ごもつともです。ただ私は先ほど来ここで鈴木さんと局長との問答を聞いておつて感じますことは、大體金をうんとつぎ込んで、とんどもやらなければならぬ。そして石油を出さなければならぬのであります。日本における石油資源と云ふものが非常に乏しいといふことが、一番大きな問題であらうと思ひます。しかしそれならば乏しいけれども、何れも日本でそんな金を使わないで、石油のあるところから持ってきたらいいじゃないかという議論にもなりませんけれども、できるだけ内地でとれるものはとりたいたいという観点から、乏しい財

政の中から若干の金をさいてやつておるわけでありまして、安物買ひの銭失いといふことがありますが、どうも金のたくさんない者は、いい品物を買えば長く持つだけだから、いいものを買つたらいいじゃないかといふことになるのですが、やはり金がなければいいものを買つてその場をしのがなければならぬといふのと、やや似た例でございまして、やはり国家の財政の乏しい中から若干をさいて、石油を何とかして掘り当てようといふところに無理があるだらうと思ふのです。しかし鈴木さんのお話の点、十分政府といたしましても考慮しまして、できるだけ多くの資金をさいて、石油が出るような方向に持っていくたいと努力を傾注いたしましてから御了承願ひたいと思ひます。

○鈴木(一)委員 一つ来年度の予算あたり政府が大いに努力したところを見せてもらいたいと思ひますが、それまで一つ政務次官やつていていただきたいと思ひます。

その次にお伺ひしたいのですが、五カ年計画が一応予定通り終らなかつた場合どういふふうになされるのですか。さらに期間を延長してその分だけのもをやつていくのか、あるいは第二次の五カ年計画をそこで立てて、その上で残りの分を第二次の五カ年計画の中に織り込んで進んでいかれるのか、その点はどういふふうにお考えですか。

○福井政府委員 現在御承知のようにまだ五カ年計画が進行中でございまして、それからまた二一兩年の成果といふものが、非常に将来の決定に大きな関係を持つてございまして、この第一次五カ年計画の様子を見まして

十分検討いたしたい、かように考えております。

○鈴木(一)委員 本年度の出資は二十億でございますが、これはどういふふうな根拠で二十億になつたのか。何らかの基準あるいは根拠があつて二十億になつたのか。あるいはまあ大體金がないからこの辺でがまんしろといふことで二十億になつたのか。その辺をお伺ひしたいと思ひます。

○福井政府委員 大體政府出資二十億、それから民間出資が三十三年度七億六、七千万程度でございまして、同じような期待を民間資金にいたしまして、二十七億程度になるわけですが、そのほかに営業外収入見込み等が若干ありまして、まあ二十九億程度になるわけでございますが、この程度なれば何とか三十三年度と同じテンポで事業がやつていけるであらう。こういう大體のところまで二十億という予算を割り当てたわけでありまして。

○鈴木(一)委員 三十三年度と同じテンポでやつていけたものでは、五カ年計画はどうしても遂行できないと思ふのがわかつていて、こういうふうな出資をきめたのか、その辺は私ちよつとふに落ちないのですか。どうしても五カ年計画を予定通り遂行するということがあれば、民間出資はそんなに期待できないと思ふのです。こんな当りかたらないかわからないような危険の多い産業に民間で出資するということはなかなか困難だらうと思ふのです。そうすればどうしても政府出資を多くしなければならぬといふことになつてくると思ふわけでありまして、政府の方であくまでも五カ年計画を予定通り遂

行したいといふことであれば、少くとも主管しておられるところの皆さんの方から、五カ年計画を遂行するために三十三年度の倍くらいのものをやらなければならぬといふふうなことで、強力に大蔵省の方に折衝していかなければならぬと思ふのですが、そういうふうな経過はなかつたのですか。

○福井政府委員 予算の折衝の経過はいろいろございまして、先ほど申し上げましたようにこの程度の規模でということでは折りがつたわけでありまして、ただ三十三年度の事業計画と大體同じテンポで参りますと申し上げましたが、それは陸上の試掘についてでありまして、それに三十四年度は海洋掘さくが本格的に行われる、こういうことになつて参ります。

○鈴木(一)委員 あまり満足した答弁が得られないのですけれども、時間の関係もありまして先に進みますが、この法律の第一条、会社の目的といふところに「石油資源開発株式会社は石油資源の開発を急速かつ計画的に行ふことを目的とする株式会社とする」といふことになつておられますが、この石油資源の開発といふのは国内石油資源のことなのか、あるいはまた海外の石油資源の開発も含まれておられるのか、その辺の事情をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○福井政府委員 第一条には仰せのように「石油資源の開発を急速かつ計画的に行ふことを目的とする株式会社」といふふうになつておられて、国内、国外に關する何らの規定がないわけでありまして、この石油資源開発株式会社法のどこにも、それに關係した規定はございません。実は文字解釈から参り

まして全然制限がないわけでございます。海外でもやり得る、こういう解釈になり得るわけでありまして、もちろんこの会社の性格からいたしまして、立法の趣旨は国内の石油資源の探査、開発を主眼としたものであるわけでありまして、何らかの国における石油資源の開発といふような規定の仕方をしておりません。また積極的に海外で事業をやることを禁止する規定も先ほど申し上げましたようにないわけでございます。法の解釈論としては現行法のもとでも、海外事業に従事できないことはないといふふうな解釈をいたしております。この点につきましては、石油資源開発株式会社が制定されます際に、昭和三十年の第二十二国会で審議されました際に、当時の石橋通商産業大臣と川上政府委員から、この法律のもとにおいても必要があれば国外の開発をなし得るといふ答弁がなされております。

○鈴木(一)委員 会社の幹部の方々も海外油田の開発を会社でやりたいといふことを希望しておつたやに聞いておりますし、また業界新聞にも、フイリピンとかあるいはまたインドネシアの石油資源の調査のために、石油資源開発株式会社がいろいろ關係をしておるといふことも出ておるわけでございますが、もちろんそれは招きがあれば技術を提供するといふことも、あるいは積極的に開発に協力するといふことも、私悪いことじゃないと思ひます。やつていいと思ひますけれども、やはり今局長が言われましたように、この開発会社の目的は第一義的には国内の石油資源を急速かつ計画的に開発するといふことを目的としておると思ひま

まして全然制限がないわけでございます。海外でもやり得る、こういう解釈になり得るわけでありまして、もちろんこの会社の性格からいたしまして、立法の趣旨は国内の石油資源の探査、開発を主眼としたものであるわけでありまして、何らかの国における石油資源の開発といふような規定の仕方をしておりません。また積極的に海外で事業をやることを禁止する規定も先ほど申し上げましたようにないわけでございます。法の解釈論としては現行法のもとでも、海外事業に従事できないことはないといふふうな解釈をいたしております。この点につきましては、石油資源開発株式会社が制定されます際に、昭和三十年の第二十二国会で審議されました際に、当時の石橋通商産業大臣と川上政府委員から、この法律のもとにおいても必要があれば国外の開発をなし得るといふ答弁がなされております。

○鈴木(一)委員 会社の幹部の方々も海外油田の開発を会社でやりたいといふことを希望しておつたやに聞いておりますし、また業界新聞にも、フイリピンとかあるいはまたインドネシアの石油資源の調査のために、石油資源開発株式会社がいろいろ關係をしておるといふことも出ておるわけでございますが、もちろんそれは招きがあれば技術を提供するといふことも、あるいは積極的に開発に協力するといふことも、私悪いことじゃないと思ひます。やつていいと思ひますけれども、やはり今局長が言われましたように、この開発会社の目的は第一義的には国内の石油資源を急速かつ計画的に開発するといふことを目的としておると思ひま

まして全然制限がないわけでございます。海外でもやり得る、こういう解釈になり得るわけでありまして、もちろんこの会社の性格からいたしまして、立法の趣旨は国内の石油資源の探査、開発を主眼としたものであるわけでありまして、何らかの国における石油資源の開発といふような規定の仕方をしておりません。また積極的に海外で事業をやることを禁止する規定も先ほど申し上げましたようにないわけでございます。法の解釈論としては現行法のもとでも、海外事業に従事できないことはないといふふうな解釈をいたしております。この点につきましては、石油資源開発株式会社が制定されます際に、昭和三十年の第二十二国会で審議されました際に、当時の石橋通商産業大臣と川上政府委員から、この法律のもとにおいても必要があれば国外の開発をなし得るといふ答弁がなされております。

○鈴木(一)委員 会社の幹部の方々も海外油田の開発を会社でやりたいといふことを希望しておつたやに聞いておりますし、また業界新聞にも、フイリピンとかあるいはまたインドネシアの石油資源の調査のために、石油資源開発株式会社がいろいろ關係をしておるといふことも出ておるわけでございますが、もちろんそれは招きがあれば技術を提供するといふことも、あるいは積極的に開発に協力するといふことも、私悪いことじゃないと思ひます。やつていいと思ひますけれども、やはり今局長が言われましたように、この開発会社の目的は第一義的には国内の石油資源を急速かつ計画的に開発するといふことを目的としておると思ひま

まして全然制限がないわけでございます。海外でもやり得る、こういう解釈になり得るわけでありまして、もちろんこの会社の性格からいたしまして、立法の趣旨は国内の石油資源の探査、開発を主眼としたものであるわけでありまして、何らかの国における石油資源の開発といふような規定の仕方をしておりません。また積極的に海外で事業をやることを禁止する規定も先ほど申し上げましたようにないわけでございます。法の解釈論としては現行法のもとでも、海外事業に従事できないことはないといふふうな解釈をいたしております。この点につきましては、石油資源開発株式会社が制定されます際に、昭和三十年の第二十二国会で審議されました際に、当時の石橋通商産業大臣と川上政府委員から、この法律のもとにおいても必要があれば国外の開発をなし得るといふ答弁がなされております。

まして全然制限がないわけでございます。海外でもやり得る、こういう解釈になり得るわけでありまして、もちろんこの会社の性格からいたしまして、立法の趣旨は国内の石油資源の探査、開発を主眼としたものであるわけでありまして、何らかの国における石油資源の開発といふような規定の仕方をしておりません。また積極的に海外で事業をやることを禁止する規定も先ほど申し上げましたようにないわけでございます。法の解釈論としては現行法のもとでも、海外事業に従事できないことはないといふふうな解釈をいたしております。この点につきましては、石油資源開発株式会社が制定されます際に、昭和三十年の第二十二国会で審議されました際に、当時の石橋通商産業大臣と川上政府委員から、この法律のもとにおいても必要があれば国外の開発をなし得るといふ答弁がなされております。

すので、国内の方の五カ年計画も満足に進まないような状態において、今度は海外の方に出ていくというようなことは結局二兎を追う結果になって、私はこの会社の設立の趣旨にも反するじゃないかというふうに考えるわけでございます。政務次官その点どうですか。

○中川(俊)政府委員 そうしゃくし定木に考えぬでもないんじゃないかと思うのです。たとえば国内で一生懸命やる、やるが出ない、幾らやっても出ない場合にむだな金を、どんどんそこへつぎ込むことが果していいかどうか、こういうふうに考えて参りますと、きわめて好条件のもとに近い海外に、そういう資源が得られるということになりますれば、そちらへ出ていっていいのじゃないかというふうに考えているわけでございます。しかし原則としてはこの石油資源開発株式会社というのは、国内資源の開発ということなんです。この原則論はあくまでも守っていかねばならぬと思えます。しかしだからといって当初申しましたように、それに必ずしもこだわらなければならないというふうには実は考えておりません。

○鈴木(一)委員 私も決して四角四面に原則にこだわっているわけではないのです。ただし、せつかく五カ年計画を立ててこまごま来て、要するにこれは資金の裏づけがないから予定通りの開発ができない、私はそういうふうに見ております。ですからそちらの方を十分やっただ上で、なおかつ国内の石油資源の開発は非常に困難であるというふうな見通しはつきりしたならば、あるいはほこ先を転じて海外に出

ていくことも日本の石油政策として私は妥当だと思うのです。片一方は予定通りやらないで、中途半端にしておいて、うまくいかないから今度はそっちの方をやるといふことではけじめがつかない、こういうことなんです。ですから、国内の方ももっと積極的に五カ年計画があるいは四カ年に繰り上げて、能力があるからそちらにも出ていくのだというふうな態勢が望ましい、こういうことなんです。

○中川(俊)政府委員 了承いたしました。戦前と戦後を比較することは、いろいろ状況が違っておりますので、無理だろと思うますけれども、戦前にも外資の導入が精製業界にあった。しかし戦後は特にその外資の導入が量が多くなって、重要な二、三の工場ではほとんど半分は外資が入っているというふうな状態であるわけでございます。精製業者のうち七〇%、それから元売りの八〇%は外資によって占められておられるというふうな状態であるわけでございます。もちろんこれはいろいろ経過もあってこまごま来たわけだと思えますけれども、企業のあり方としては少し行き過ぎではないかというふうな感じも私はするわけでございます。ですから今すぐこれをどうしろというわけではないわけでございますけれども、通産省としては、今の状態は

好ましい状態であるのか、あるいは漸次これは改善しなければならぬ状態なのか、そういう点について御意見を伺いたいと思えます。

○中川(俊)政府委員 今鈴木さんからのお話の点ですが、私も石油、いわゆる原油の外貨の割当なんかの場合に、それを実は痛感しておるのであります。それが、外国資本の多く入った会社に大きく割当をして何と外国にもうけさせることばかりしなくてもいいのではないかと、民族資本の会社に割当をすべきではないかと、私も累次にわたって主張してきたわけでありまして。ただ従来いろいろな観点からそういうふうにならざるを得なかった事情があるだろうと思う。しかしこれは今鈴木さんのおっしゃる通り、逐次に改善していって、そうしてどうせもうかるなら国内の業者にもうけさせる、さらにもうけを少くして値段を下げるとかいう方向に持っていくかなければならぬというこ

と十分考えております。またそうしななければならぬということも念頭に置いてこういう行政の指導に当たりたいと思っております。お説は全くごもっともでございます。できるだけ民族資本の会社がやっっていく、外国資本はできるだけ駆逐するというような方向に持っていくかなければならぬだろうと思えますが、ただこれは早急にはできないだろうと思えます。御趣旨は十分了承しておりますから御了承願います。

○鈴木(一)委員 将来そういう方向に持っていくかのように、一つ特段の努力を願いたいと思えます。これは金がなかつたから結局外資がどんどん入ってきたということにもなると思えますけれども、金がないことはわかっております。ですから、設備資金を借りるとか、そういう形で、借款の形ならば、これは将来もうかつたら返していけばいいわけでございますから、私はそれはやむを得なかつたと思えます。しかし資本としてこれが入ってきて、しかも半分は外資である。しかもその資本の入り方は、余っている原油を持ってきて現物を出資するとか、あるいは特許料を出資に振りかえるとかいう形で、いわばこれはぬれ手でアワをつかむような、そういうやり方なんです。しかも外資が半分入っているとすれば、二割五分の配当をするとなれば、二年間にはその元本は回収されるというふうな形になって、これほどどうまい外資の入り方というものはないだろうと私は思っています。しかも日本に導入された外資の約半分は、この精製工場あるいはまた元売りの段階に入っておられるというふうなことは、将来の日本の産業のあり方から見ても私は健全ではないと思つて、今すぐこれをしろといつても、これは無理かもしれませぬけれども、将来はこういうふうな外資も漸次こちらの日本の方で回収していくというふうな方向に特段の一つ御努力を願いたい、こういうふうに考えております。

○鈴木(一)委員 外貨をもらつた業者の方では、それぞれ従来つながらあるだろうと思つて、それはまた同時に国際的なカルテルの傘下の相手先から買うというふうなことから、今ここで毛色の違ったソ連から十万吨の石油をとりたい、従つて従来ワックの中ですれを消化したいというふうなことは、なかなか後難をおそれて言つてこないだろうと思つて、ですから、ここで十万吨のソ連からのワックを新しく設定して、そうして希望する者にこれを引き取らせるといふような措置が

講ぜられないものかどうか。このソ連の場合、こちらでそれだけのものをとれば、また同時にこちらからそれだけの金額のものが、精製品なりその他通商協定に結ばれた品目が、向うに出ていくということになって、決して一方的に片道の貿易じゃなくて、こちらからも向うにそれだけのものが出るわけでございますから、十万吨くらいのものであれば、業者の方ではそういうことでみずから言い出し得ないというような苦しい立場もあるわけでございますから、通産省の方で特に十万吨のワクを新しく設定して、希望する業者にとらせるというふうなことはできないものかどうか、そういう点も伺っておきたいと思ひます。

○福井政府委員 たいだいま申し上げましたような方式をとっておりますので、要はソ連原油がコマール・ベールに乗るかどうかということが根本的な問題でございます。コマール・ベールに乗れば、買付をしたというところも私は相当出てくると思ひます。現に一万トン余りの原油を、昨年、四回にございませぬ太陽石油という小さい会社でございませぬが、その精製会社が買付を実施いたしましたわけでありまして、これはまあ非常に価格その他の条件が有利でありましたので、商談が実現いたしましたわけでございます。今後お話のように対ソ貿易につきましましては、向うさんが買ってくれるからこちらが買う、両方が相持つて通商関係が拡大するということになりますので、大いに向うが日本の物資を買付ければ、こちら側も買付けざるを得ない、その際に石油が一つの大きいアイテムであることは、私どもよく

承知いたしておりますが、現在のところ何と申しましたらたいだいま申し上げる様に、コマール・ベールに乗るかどうかという点が根本的な問題でございます。私ども今まで承わっておりますところでは、相当不利な点もあるやに聞いております。そこら辺が解決いたしますれば、おのずから取引の打開ができるのではなからうか、かように考えております。

○鈴木(一)委員 昨年度の協定では積出港が黒海沿岸であつたらうと思ひます。従つて船賃も高きつづくし、コマール・ベールに乗りにくかつたという実情があつたと思ひます。ことの通商協定に際しましては、特に日本側から、極東諸港から積み出してもいいれば樺太というところになるだろうと思ひますけれども、そういう日本側の希望に対しまして、ソ連の方でも、善処するということをはつきり申しておるわけですか。ですから、どこかの業者の方でソ連と内々そういう点で交渉してみても、そうしてコマール・ベールに乗るんだというふうな場合は、従来の外貨のワクの中で消化するのじゃなくて、新しくここで外貨を十万吨分割するということができるかどうかお尋ねしたいと思ひます。

○福井政府委員 私どもの承わつておりましたところでは、たいだいま申し上げました太陽石油が第二回目の商談を一万二千トン程度行いまして、これが話が成立いたしましたとして、三月の上旬には到着するように承知いたしております。この場合に、この会社には外貨の手持ちがなかつたわけでございます。従つて外貨面で行き詰まつたわけ

でありまして、ほかの精製会社で一時的にかえのできるところを見つけてあげまして、そこから一時立てかえをして差し上げて、そうしてこの商談が成立するようになったわけでございます。今までのところそういうことをやっております。根本的に外貨割当の方式を、ソ連について特別にワクを設定するところまでには至っておりません。これはまあ外貨割当方式全般の問題にも関連して参りますので、今後私ども十分考究いたして参りたい、かように考えております。

○鈴木(一)委員 その点がはつきりしなければ、せつかく通商協定で十万吨入れるんだということをきめても、実行はおそらくできないだろうと思ひます。もちろんこれは義務的な問題ではなくて、こちらの方で買いたくないければ買わないんだ、そういう考えであれば、これはいたし方ありませんけれども、しかし向うから買えば、それだけこちらの品の品物が出るというふうな有利な条件があるわけですから、もう少しそういう点についてはつきりする必要がありはしないか、立てかえるなら立てかえる、そのかわりあとでこれを政府の方で特別に埋めるのだというふうなことではつきりしなけれ

ば、この通商協定も単なる空文に終りはしないかというふうな感じが私にはするわけでございます。少しでも安いものをに入れるということも、国内価格の引き下げの一つの案にもなるわけでございますから、そういうふうな材料として、この十万吨の原油が役立つ得るものならば、やはり政府の方でも特段の措置が必要じゃないかというふうに考えるわけがあります。今の局長

の答弁では、やるのだかやらないのだかはつきりしないと思ひます。もう少しその点はつきりしてもらいたいと思ひます。

○福井政府委員 お話のようない方の面もございませぬが、私どもの方では石油行政全般なりあるいは対外交渉全体の観点も考慮いたして参らなければならぬわけでございます。そういう点から申しますと、何と申しますか、ソ連原油について特別にこのメリットをつけるかというふうな変則的な輸入を促進するというようなことは、従来はとりたくないという考え方で参つておるわけでございます。

○鈴木(一)委員 くだいようでございますけれども、そうしますと、こういう日ソの貿易協定というふうなものは、あらかじめやはり通産省の方でも十分検討されて、代表団が向うに行つて話し合ひをされておるのだからと思ひますけれども、そうじゃなくて、代表団が思ひつぎに架空のでもしないうな数字をあげて、ただ形式を整えるためにやってきておるのか、その辺の事情はどうなのですか。

○福井政府委員 お話の点につきましては、十分検討いたしましたしてやつておるわけでございます。先ほど申し上げましたようにコマール・ベールに乗りますれば、現に商談が成立をいたしておるわけでございます。コマール・ベールに乗るような話し合ひになれば、相当買付が行われるのではないか、かように期待いたしております。

○鈴木(一)委員 この問題はまた別の場合にやりたいと思ひます。最後に伺ひたいのは、水溶性の

ガスの問題であります。日本にはそういうふうなガス資源がどの程度埋蔵されておるのか、その開発に対して国としてはどのような考えでおられるのかお伺ひしたいと思ひます。なるほど先ほどからお伺ひしますように、石油資源はなかなかうまく掘り当らないということであるわけでございます。天然ガスの方は、やり方によっては相当期待ができればないかというふうな感じもするわけでございます。私から申し上げるまでもなく、イタリヤの化学工業が今日の隆盛に立ち至つた原因も、国が積極的に天然ガスの開発に努力をして、今日のイタリヤ工業の基礎を作つたというふうなこともいわれておりますが、国内の天然ガスの資源の埋蔵量あるいはまたこれに対する開発の仕方ということに對して、国の方ではどういふふうなお考えであるか伺ひたいと思ひます。

○福井政府委員 わが国の天然ガスの埋蔵量でございますが、まだ確定的な埋蔵量というところまではつきりした数字が出ておりませんが、地質学的には非常に日本の地層は天然ガスを埋蔵しておるといふふうに見られております。一応の数字としましては二十億立米程度はある、あるいはまた数字が倍にもなりますが、四千億立米は十分あるというふうな数字も出ております。これは今後の地質調査にさらには出ませんが、いずれにしましても、わが国の地層の關係は地質学的に非常に天然ガスの埋蔵については有望である、かように見られております。開発に對します政府の心構えと申します

か、お話のように天然ガスが戦後特に

化学工業原料として非常に貴重な資源になって参ったわけでありまして、今後特段にこの開発に力を入れて参りたい、かように考えております。

○鈴木(一)委員 石油及び可燃性天然ガス資源開発法によって、天然ガスの開発に対して国が補助金を交付するというふうな条文があるわけでございますが、今日の程度の補助金が天然ガスの開発に出されたのか、また三十四年度はどの程度出される予定なのかお伺いしたいと思います。

○福井政府委員 このところ年間二千万円の補助金を出しております。三十四年度の予算では同じく二千万でございますが、ただ五割の節約を一律にするということになりまして、突額としましては千九百万円の補助金が計上されております。

○鈴木(一)委員 国の方で策定しました新長期経済計画の中にも、天然ガスは四十二年までに十七億立米を生産したいということになっております。また東北開発促進計画の中にも、四十二年までの間に東北関係で十四億立米を生産したいというふうな数字が載っております。これは石油資源の開発と同じで、やはりこれも石油資源の開発と同じで、なかなか金もかかると同時に、また一般金融のベースに乗りにくい企業だと思っております。もう少しこれに対して国の方で補助をしないことには、とうていこの積極的な開発はできにくいというふうな考えておられるわけでございます。今日まで大体一億五千万程度の補助金が出されておるといふふうにも聞いておりますが、なるほど一億五千万という、個人の資産とすればこれは莫大なものになるわけでございます。

が、しかし、あるいは比較が適当じゃないかもしれないけれども、ジェット機一台にも当らないというふうなわずかな金額にもなるわけなんです。ですからこういうふうな、わが国に相当の資源があるであろうというふうな推定をされておられます天然ガスの開発に對しましては、もっとも積極的に国が力を入れなければならないというふうな結果にもなると思っております。一応長期経済計画の中にもそういうふうな数字も出ておることでありまして、これは単独の立法でも作るなら作る、あるいは作らなくても従来の立法措置で十分できるわけでございますから、もう少し国の方で新しい一つのエネルギー源を獲得するという観点から、今よりも特段の積極的な助成政策が必要ではないかというふうにも考えられるわけでありまして。

○福井政府委員 ただいまお答え申し上げました三十四年度予算についてちょっと考え違いがございましたので、訂正させていただきます。三十三年度は二千万円でございますが、三十四年度は三千万円にふやしまして、この五割の節約で二千八百五十万円でございまして、その点訂正をいたしておきます。

それから積極的にもう少し開発すべきではないかという御意見でございますが、全く私も同感でございます。天然ガスの開発には、もう少し私どもも力を入れなければいかぬということを痛切に感じております。本年度は今申し上げましたように、一千万円の増額程度にとどまったわけでありま

すけれども、来年度はもう少し努力をいたしたい、かように考えております。それが法律の問題につきましても、お話がございましたが、仰せのように私も天然ガスの開発については何か単独立法でもして積極的に大いに開発を進めたい、同時にまた合理的な開発をやって参りたい、かように考えておりますが、今後極力研究いたして参りたいかように考えております。

○鈴木(一)委員 どうか今後採鉱に対する補助とか、あるいはまたガスが出たあとの水の排水溝の補助とか、あるいはまたガスを導入するパイプの補助とか、あるいはまた廃水の化学処理の研究に対する補助とか、あるいはまた現在新潟で問題になっておりますところの地盤沈下の対策、こういうふうなことに對してなお一その行政上の創意工夫を期待するわけでございます。

これで一応終了しますが、委員長のお許しを得まして、この前委員会でちょっとお尋ねしてありました国立公園関係の補償問題といいますが、この前お尋ねした問題について、その後経過がどうなっておられるのか、局長からお伺いしたいと思っております。これで福井さんにもお目にかかる機会はないだろうと思っておりますので、この際、今日までの経過を一つお聞きしたいと思います。

○福井政府委員 本日はきれいに解決いたしましたというのを御報告申し上げます。でございますが、非常に遺憾でございます。申しわけがない次第でございますが、私どもとしましては、厚生省と連絡をいたしまして、厚生省にしょっちゅう担当のものが参っておりますわけでございますけれども、今申し上げましたように、まだ解決する

ところまで至っておりません。私どもも何とかこれをうまく解決いたしたいということですが、せつかく努力をいたしておりますが、何分にも関係するところがいります。ございまして、通産省だけで解決することはできません問題でございますが、一つ御了承願いたいと思っております。

○鈴木(一)委員 どこに問題があるのか、私たちからすれば自然公園法に基づいて、業者の補償をやってもいいし、あるいはまた鉱業法に基いて補償をやるのもいいし、どちらでもできるだろうと思っております。とにかく業者には何らの過失がなく、行政上の措置が悪かったために、せつかく設備したもの全部をだにしてしまったというふうなことであるわけで、この件に関して何らの落度も業者にはないだろうと私は思うのです。全くこれは行政上の落度だけだろうと思っておりますが、どこが一体問題で、今日まで解決しないのか、もう少し具体的にお聞かせ願いたいと思っております。

○福井政府委員 自然公園法を適用いたしました。取り消しをして補償するというようなことになれば、これも一つの解決の方法であるわけでありまして、けれども、取り消しにつきましては、やはり厚生省の方でも問題があり、そういうことで問題がなかなか解決しないわけでありまして。

○鈴木(一)委員 取り消しをすれば問題があるというのでございましてけれども、どういふふうな問題なんでしょうか。あの法律を見れば、国立公園の存続のために、鉱業活動が望ましくないというところ取り消しをして応分の補償

をするのだ、その補償は業者の方から請求していい、その請求によって国の方で審査をして、適当な金額にきめるのだというところが条文に載っております。ですから厚生省の方でどうしても国立公園の存続上取り消しをしなればならないということであれば、自動的に法律を適用することによって問題が処理できるだろうと私は思う。それができない原因というのにはどこにあるのか、それを伺いたいと思っております。なればああいう法文を作る必要はないと思っております。ああいう法文があればこそ、業者の方でも国の方で何とかしてくれようと思っております。行政措置を出さなければならぬというならば、これはああいう法律も何も要らない。これだけの損害を受けたから国の方で補償しろと云っていただければいいわけでありまして、その前にはっきりとした自然公園法の中に補償の条項も出ておられるわけでありまして、業者としては今まで仕事をさせてくれない、いくら仕事をさせてもらいたいという認可を出しても何らの返事がないというところは、おそらく仕事をさせたくないのだらう、国立公園の存続上仕事をすることはまずいんだらうというふうに考えるのが当然だろうと思っております。待てど暮せど一向返事がない。しかも業者を擁護すべき立場にある皆さんの方でも、積極的に厚生省の方に対して何ら交渉されてない。一回か二回行ったかもしれないけれども、大したこともやらないということであれば、一体善良なる第三者の被害を受けたものはどこに向って補償を請求されるのか、私は非常に困るだろうと思っております。そのうち福井さんも業転さ

れるでしょう。係の人も楽転されるでしよう。そうするとまたいろはのいの字から始めなければならぬ。そうするうちにまたかわつてしまふ。結局これは善良なものがばかをみるという結果になるだろうと思うのですが、そういうふうになさせないのがわれわれの責任でもあり、また皆さん方の責任でもあるのでありますけれども、この前お伺いしたとき以来何一つとして問題が進展しないという事は、やはり皆さんがたの方で誠意がないか、あるいは大蔵省の方に話を持っていくと、とんでもないという事でけられるので、それがこわくてやらないのか、一体どうなのか、もう少しはっきりしてもらわなければ困ると思う。

○福井政府委員 おしかりの点はごもっともな点でございますが、何分にも硫黄の出ますところは非常に景色がいいということになりまして、今度地元の関係から申しますと、景色のいいところは自然公園なり国定公園なり国立公園にして、大いに観光客を誘致したいというようなことで計画されるわけでありまして。そういう際には今度鉱業権者の方は一鉱業権者でありまして、地元の声というものは非常に大きくなるという事で、県なり市なり、そういうところはこういう国定公園なり国立公園にする運動が盛んになってくる、こういうようなことになるわけでございますが、ただいま先生の御指摘になりましたように、予算等の関係ももちろんございまして、一つの例が出ればあと陸統として、そういう例が出てくるのじゃなからうかというように懸念も、もちろんこれはあると思ひますが、私どもとしては何とかこれを円

満に解決したいということでもせつかく努力いたしておるわけでございまして、今日ここに解決した旨の御報告を申し上げることができないことは非常に遺憾であります。さような次第でありますので御了承を願いたいと思ひます。

○鈴木(一)委員 どうもちつとも要領を得なくて、了解に苦しむのですが、今後陸統としてそういう補償問題が起ってくるかも知れないというふうにも言われますけれども、これはやはりそのときそのときの話し合ひで、国立公園の風致を損しない程度に仕事をやってもらうて、そうして自発的にやめてもらうというふうな話し合ひも、私は十分できるだろうと思ひます。現に同じ国立公園の地域内においてそういう措置をとって、業者も満足して、来年からは仕事をやめますというふうにもやつておるわけですね。ところがこの問題だけはそういうふうな話し合ひは一切せず、長年にわたって施業家の認可を保留してしまつたというふうなことで、明らかにこれはあなた方のミスであらうと私は思ふのです。ですからそういうふうな特殊なもので、今後そういうものがたくさん出てくるであらうというふうな、予想されるものとごっちゃにするという事は、私は当らないだろうと思ふのです。しかもあなたの方でも土地調整委員会から勧告が出た。ところが都合のいいところだけはやつておるわけですね、あと補償の問題になってくると、そちらの方は一向そのままだして、おいて、そして土調委の意見は尊重いたして、すという事で、いいところだけは尊重して、あなたたちに都合の悪

いところは尊重しないで無視する、こういうふうなやり方をしていると申すのです。これは明らかに行政上の大きなミスであらうと私は思ふのです。ですからそういう問題をいろいろ差しさわりがあるから、ちょっと待ってもらいたいという事では、私は答弁にならないだろうと思ふのです。この前はつきり年内に解決してもらいたいという事をお願ひしておつた。従つてその鉱山に対して賃金のある人たちも、これで何とかなるだろうということで大いに喜んでおつた。また労賃の不払いを受けた労働者たちも、一応これで解決するだろうということ、福井さんの善処を信じて、あるいはまた通産大臣あるいは厚生大臣の善処を信じて、首を長くして待つておつた。ところが相変わらず同じようなことが言われていて、何となく、何となくの間に對しては誠意がないんだという事になるだろうと私は思ふのです。この前の答弁と何も変わっていないのです。委員長さうでしよう。委員長も聞いておつたと思ふのです。

○福井政府委員 どうも御満足のいかない答弁を繰り返すようなことで、はなはだ恐縮でございますが、私も通産省だけの問題でもございませぬので、なかなか御指摘のように簡単に解決しないという事ははなはだ恐縮に存じますが、なお一段と解決に努力いたしたいと考えております。

○鈴木(一)委員 この問題については保留しておきます。

○長谷川委員長 中村幸八君。

○中村(幸)委員 私は特定物資輸入臨時措置法によりまして指定されておられます腕時計の密輸入の取締りの件につ

つきまして、関税当局並びに警察当局にお尋ねいたしたいと思ひます。政府におきましては、従来とも外国産の腕時計の密輸防止対策を実施して参つておることは承知いたしておりますが、これがときに散発的であり、その完璧を期しがたいものがあつたのであります。現在正規の輸入量は年間二十数万個であります。これに對しては密輸量は年間約百万個と推定せられております。これらの密輸品は従来主として香港などから流入されておるものであります。今後さらに容易に不正輸入される事が考えられると思ふのでございまして。巷間聞くとところによりまると、取締りの衝にある者がこれらの密輸業者と結託して、あるいは買取されて、手先となつて働いておるといふ事例もあるやに聞いております。また不正規品の摘発調査に際しましては、その動向がいち早く事前に漏れ、取締りにそごを来たしておるといふようなことも聞いておるであります。他面正規の輸入品の証明書である輸入時計証紙が偽造されまして、この偽造証紙が流通しておるといふことも聞いておるのであります。これが取締り対策はいかにいたしておるか承わりたいと思ふのであります。わが国の腕時計メーカーは現在四社あります。この四社のうち一社の生産能力は月産十数万個あるいは十二万個と承知いたしております。密輸品はたまたまこの一社の生産量にも匹敵するやうな膨大なものであります。これをそのまま放任するといふことはゆゆしき事態であり、外国産腕時計の輸入秩序確立の上においても、非常に悪影響を及ぼすものであり、徹底的にこれらの密輸については取締りをする必要があると思ふのであります。関税当局また警察当局のこれに對する考えを承わりたいと思ひます。

○木村説明員 今御指摘にございまして、時計の密輸入は非常に多うございまして、大体検査されておる密輸入の中の二割五分くらいが時計でございます。時計は小さくてもしかも相当高価でございますので、密輸の物件としては格好なものになっております。また税率も非常に高うございまして、取締りをいたしてもなかなか跡を断たないというやうな状況でございまして。現在推定されております密輸入の個数、これはもちろん推定でございまして、年間で三千万個前後かと推定いたしております。これに對しては検査されておる実績が、大体一割内外というところでございます。年間二百万個ないし三百万個程度しか検査してございませぬ。最近密輸もなかなか巧妙になつて参りまして相当計画的に、また職業的に行われております。ただいまの取締りの態勢をいたしましては、御承知のやうに正規の輸入時計に對しましては証紙をはつてもらつて、それで密輸品との区別をいたしております。また定期あるいは不定期に小売商ないし卸売商の店頭に参りまして、商品の検査をいたしております。なお港におきましても検査網を増強いたしまして、そういうものも早くとるために香港等と連絡いたしております。また郵便物等印刷物の中に入ってくるものも相当ございまして、今年度からは外国郵便の係には

エキス線を備えつけて、内部の点検をいたしていくというような計画にもなっております。いずれにいたしましても、今後密輸の時計の検査摘発に、一その工夫を加えていきたいと存じております。

○中村説明員 最近密輸事犯が増加の傾向を示しております。ただいま御指摘のあった通りであります。特に外国製の時計については著しいものとわれわれも考えております。その犯罪の方法、手段につきましても、海外の密輸のボスと緊密な連絡を保っております。また国内におきましてもその処分が組織的なブローカー等によって行われて、ますます悪質、潜在化しております。たゞいま関税当局からも御説明がありましたが、私の方におきましても、全般的に密貿易の取締りに重点を置いておるのでありますが、なかなか時計の問題には特に重点を置いて取締りをやっしていきたいと考えております。

○中村(幸)委員 関税当局並びに警察当局において、いろいろ苦心せられておる点はまことに多とするのであります。たとえば今お話のように証紙を張って密輸品としからざるものとを区別するとか、あるいは時計商について実地に調査する、あるいは郵便物の点検をする、その他いろいろの手を打っておるようでありますが、密輸品が年間三十万、これに対して検査が一割とないことでは、はなはだどうも心もとないように思うのです。今後一そう取締りについては敢重にやっただきたいと思つております。しかしこの密輸の防止につきましては、単に関税

の取締りあるいは警察当局の取締りだけでは解決できないものがあるのじゃないか、こう思うのであります。輸入が完全に自由化されておれば、関税とあるいは物品税が撤廃されれば、密輸品の存在する余地はなくなるはずであります。現状ではこれは不可能であります。そこである程度の正規輸入を認めるとともに、その販売秩序を確立する、輸入品のルート及び販売分野の縮小に協力せしめる、こういうようなことも必要ではないかと思つております。さらにまた、ここに問題は、特定物資輸入臨時措置法に基づく差益金の問題であると思つております。通産当局よりちようだいたした資料によりますと、特定物資のうちで台湾産のパナナについては、三十一年度には差益率が一〇・六でありましたが、三十三年度は七三・二になっております。またパイナップルのカン詰については、三十一年度には四八・八及び六三・七でありましたが、三十三年度には三六・六に下がっております。またスズコについては、三十一年度において七三・三でありましたが、三十三年度には五九・三、こういふように下がっておりますが、ひとり腕時計については、三十一年度には三五・五でありましたが、三十三年度には三八・八と上っております。この差益金が高いということも、密輸入を助長する一つの要素になっておるのでないかと思つております。この際少くともこの差益金を低減するということが、密輸防止の一つの方法ではないかと思つておりますが、この点について通産当局のお答えを願いたいと存じます。

○中野説明員 腕時計の密輸防止の問題につきましては、たゞいま関税当局なり警察当局からお答えがありました。第一にはやはり取締りを強化するということでございます。これは着々関係当局でやっただいておられますけれども、通産省といたしましては正規の輸入がある程度認めるといふことによつて、やはり密輸防止ができるのじゃないかといふこと、国産の腕時計も最近相当品質のいいものができまして、数量も相当ふえて参りました。が、なお輸入する必要もあるというところで、現在特定物資の法律に基きまして一定の差益をとつて正規の輸入を認めておるわけでありまして、その面で密輸防止という面はできるだけ通産省としても協力したい、それからもう一つは、先生から御指摘もありました。が、密輸品の販売についてこれをできるだけだけポイコットいたしまして、販売流通秩序を確立いたしまして、それによつて密輸品の販売の縮小、排除ということを考えていきたい、この点につきましては、関係の時計輸入協会、生産関係をやっております時計協会、卸の協同組合あるいは時計の小売の協同組合、こういう関係団体が寄りまして、密輸入品のポイコットの申し合せをいたしまして、大蔵省の税関部も協力いたしまして、テレビでやるとか、ラジオその他の新聞等、ポスター配布というふうなことで、一般大衆に対するPRもやっております。大体この三つの方法を着実に進めていくことによつて、密輸防止もだんだん効果を上げていくのじゃないかと考えております。ただ、御指摘の差益率を幾らにしたらいいかというところにつきましては、これは時計の販売の実際状況を相当詳

細に調査をいたしました。法律にも適正に差益率をきめなければいかぬというところになっておりますので、そのときそのときの調査の結果によりまして、幾分差益率は変動はございますが、要するに差益率についてはあまり高くとも都合が悪い、低過ぎては、これはやはりわれわれも一応会計検査院なり何なりの検査を受けます。現在のところは三八・八といふことが適正じゃないかといふふうに考えております。ただ数量につきましても、昨年度は年間百五十万ドルの割当をいたしましたのでありますが、それは少しのじゃないかといふことで、数量はやはりある程度ふやすということが密輸を防止して流通形態を整えていく上に最も効果があるかと考えまして、本年度は百九十万ドルに増額をいたしておるわけでございます。

○鹿野委員 今の中村委員の質問に關して、私少し質問いたしたいと思つております。時計の密輸問題は、日本経済に非常に大きな影響があるものと私も考えます。輸出増進が緊急の問題として国策の重大なる一環として取り上げられておる現段階において、これは日本の時計工業の発展助長策の上からいきましたも、また日本経済の正常なる秩序を維持するためにも大きな問題じゃないかと思つております。現在日本は戦い敗れて十数年になり、いろいろな点で秩序が回復されて参つたわけでございますけれども、こうした密輸の問題というふうなことは終戦当時と何ら変らない。ますます密輸が助長せられて、そうして公然とこういうふうなことが行われる。今中村委員の発言

の中にもありましたように、警察当局が密輸業者に買取されておるのだというふうなうわさが飛んでおるといふようなことで、何ら取締りをやらぬというふうなことから流布されておるといふ今の発言に對しては、警察当局はどのようにお答えになるか、承りたいと思つております。

○原田(重)政府委員 時計の密輸関係が非常にふえておりますことはまことに残念なことでありまして、これの取締りにつきましてもとより鋭意やっておりますわけでありまして、非常にその方法が巧妙、悪質、潜在化しておりますので、なかなか所期の目的を達しておりません。これにつきましても、もちろん密輸関係の段階におきましてチェーンする、また中間ブローカーその他末端の店頭取締りという面におきましても力強く取締りをしなければならぬと考えております。

なお、時計の密輸に關連しまして、取締り係官がそれに共謀しておるといふようなうわさがございまして、私主管局長でございまして、詳細わかりませんが、私には聞き及んでおりません。○鹿野委員 私は官房長が主管局長でないことも承知しておりますが、警察当局全般の問題として、すなわち御承知のように先国会において警職法の問題なんかも非常に重大な問題となつたわけでございますが、なおその問題の論議の際におきましても、警察当局が当然やるべきものをやらぬでおるといふ点が非常にあるのじゃないか、こういうふうなことが相当論議されておりますし、こうした密輸団というふうなことに對しましては警察当局は大い

なことに對しましては警察当局は大いに調査をいたしまして、法律にも適正に差益率をきめなければいかぬというところになっておりますので、そのときそのときの調査の結果によりまして、幾分差益率は変動はございますが、要するに差益率についてはあまり高くとも都合が悪い、低過ぎては、これはやはりわれわれも一応会計検査院なり何なりの検査を受けます。現在のところは三八・八といふことが適正じゃないかといふふうに考えております。ただ数量につきましても、昨年度は年間百五十万ドルの割当をいたしましたのでありますが、それは少しのじゃないかといふことで、数量はやはりある程度ふやすということが密輸を防止して流通形態を整えていく上に最も効果があるかと考えまして、本年度は百九十万ドルに増額をいたしておるわけでございます。

に——幾らやってもやり過ぎたという
ようなことでもどこからも非難も何もな
いし、国民から歓迎される問題であり
ますので、大いに警察行政の正常化の
ために、こうした問題に対して特別な
の熱意を表していただきたいと希望い
たしておきます。

なお、ただいま中村委員の質問の中
には、時計の密輸の個数は年間百二十
万個にも及ぶという発言がありました
が、税関当局は、三十万個というよう
なことに対してどのような調査が
されておりますか、また警察当
局もこうしたことについての関心を
持っておられるかどうか、あるいは調
査をされておられるかどうかというよ
うなことについて、また通産省の当局
はどのようにこうした問題を認識して
おるか、承りたいと思います。

○木村説明員 ただいまの、私三十万
個前後ではあるまいかと申し上げたの
は、これはもちろんお断わり申し上げ
たように推定でありまして、検査され
たものははっきりわかっております。け
れども、大体の推定でございます。そ
の推定いたしました根拠は、大体国内
の年間の需要量を四百八十万個前後に
押えております。それからそれに対し
まして国内の生産を四百二、三十万個
と押えております。それから正規の輸
入が二、三十万個と見まして、残ると
ころ大体三十万個前後と推定をいたし
ておるわけでございます。

それから検査いたしました実績は、
はっきり押えておりますが、昨年が二
万五千個、一昨年は四万五千個、昨年
が七万八千個というように非常にで
こばこになっております。これはどう
してこんなでこばこになるかと申し

ますと、最近の密輸入が非常に大が
かりになっておりますので、一件検査
いたしますと、大きいものになりますと、
大体七千個から一万個くらいのもので
検査されるというようなことで、でこ
ばこになっております。三十万個とい
うのは、これは確かでございます。せ
んが、推定をいたしました根拠はこうい
う次第でございます。

○中村説明員 密輸の問題は警察とし
ては決して等閑に付しておるのではな
くて、最も重点的にやっておるつもり
でございます。昨年保安局が警察庁の
一局としてございまして、保安課が
その仕事を担当しておりますが、私の
方の課におきましては、いわゆるこう
いった行政関係事務の取締りのこと
について所管をいたしております。その
中でもこの密貿易の問題を重点的に考
え、中においても時計の問題を重大に
考えておる次第でございます。取締り
の実績におきましても累年検査件数は
上っております。昨年、昨年度の
実績で申しますと、時計の個数にいた
しまして十七万個程度の検査をいたし
ております。三十三年度におきまし
ても一月から六月までの実績について
集計しますと、約八万一千個程度の
ものが検査の対象になっておる状況で
ございます。そういうわけでございま
して、警察としましてはこの取締りに重
点を置き、ただいまちょっと問題にな
りました警察の不正事件等も、保安局
発足以来、そういうことは絶無でござ
いまして、取締りに対して係官はほん
とうに昼夜を分たず誠心誠意やってお
る次第でございますので、この点をま
ず第一に申し上げておる次第でござい
ます。

計がどのくらいあるかというところは、
各方面の意見を聞き、また資料等から
いろいろ考えておりますが、一応われ
われの方としては、税関当局で推定さ
れておるような数字も、一つの参考に
しております。ただ時計の実際の輸入
を担当しております協会がございま
すが、ここで一応推定した数字がござ
いまして、これも一つの見方じゃない
かと思いますが、その見方は香港に輸
入された時計の量が幾らかというこ
とを一応出しまして、それから香港の
島内消費、それから正規に香港から許
可をとって輸出されるものというもの
を引きまして、その残った数字が香港
からの正規の輸出でないものと見て、
その半分くらいが日本にくるかとい
うような数字を出しますと、年間約百万
個という数字が出るわけでございま
す。従いまして、各方面の意見なり資
料等から、一応通産当局でわれわれが
推定をすれば、三十万個よりは
もっと多いのではないだろうかとい
うようなことを考えておりますが、そ
う正確な資料は持ち合せておりませ
ん。

○鹿野委員 私は警察当局ことに保安
課長に対してお願いしたい。今あなた
は非常に面をきつくて、自分たちは
は、大いに自信を持ってやっていると
だ、こういうようなことなんだが、私
はもっと謙虚になって、自分たちの
やっていることが一体どのようなこと
だろうか、こういう反省をさせていただ
きたいと思うのです。今百万個が輸入
されておることは常識です。ところが
百万個に対して三万個の検査数とい
うのは取締りがなきにひとしいとい

ことになるのではございませんか、この
ことを私は反省してほしいと思うので
す。そして、一生懸命にやっておるで
しょうけれども、われわれのやってお
るのは筋の違ったところをついてい
るのだというように思うのです。今後警
にいたしたいと思うのです。今後警
職法改正案なんか成立するにつしま
しても、やはり正常なところの運営
をやっておるというところの認識を得
て、初めてそういうものが成立するの
だと思えますから、特に一つそうい
うことについての反省をお願いしたい。
三十万個に対する一割の三万個ではな
いというのは、これは常識です。

それからまた偽造証紙の問題もあり
ますが、偽造証紙の調査、そうしたも
のを警察当局がやられたことはござ
いますか。

○中村説明員 ちょっと声が荒立ちま
して失礼いたしました。とにかく私
の体験でも、神戸に実は行って参りま
した。そして実は取締官の実情を聞い
て参りました。この取締りの活動状況
を見ましたところ、ほんとうに場合に
よって生命の危険すら感じてやっ
てる実態に感じましたものであります
から、そのような努力をされている警察官
の気持を察していただきたい、こうい
う気持ちで先ほど申し上げた次第で
あります。

それからただいまの証紙のことで
ございますが、やはり偽造されること
がございましたらば、この取締りに対
して考えなければならぬと考えており
まして、まだ結末はつけておりませ
んけれども、一件私の方で、そういうこ
とで捜査しておる段階のものもあると
考えております。

○鹿野委員 この偽造証紙の問題につ
いても、一つあらためて認識願いた
いのは、百二十万個あるいは百万個
のものに密輸されておるといふもの
に対して、全部偽造証紙が張られて
おるわけですか。そうしてこの偽造証紙は、
一枚五百円前後で公然と売買されて
おるといふのが実情です。こうしたこ
とについても取締り当局が認識を持た
ないといふことは、まことにこれは遺憾
なことでありまして、私はこの問題
を特に強調いたしますのは、日本経済に
とって、こういうものを中心とする密
輸品が、どれほど大きな攪乱工作を
やっておるか、攪乱作用をやってお
るかといふことの認識が、私は非常に
大きな問題であると考えられるから、今た
ま中村委員から質問された機会に、
私も関連の質問を申し上げておるわ
けでございます。つきましては通産省
も、漫然と、今の差益金の問題など
についても、現状がよろしいというよ
うな認識に立たれないで、実際密輸
を防止するために、差益金をどのよ
うな状態に置くか、あるいは国内の産
業、いわゆる国内メーカーを保護す
るためには、どの辺にこれを置いたらよ
ろしいのかという、いわゆる輸入品と
密輸と、国内生産というもののバラン
スを考えながら、十分これを検討して
いくということが私は必要なんじやな
いかと思っております。この際中川政務次官
から御意見を承りたい。

○中川(俊)政府委員 いろいろお話が
あるようですが、お説の通りでそう
いふふうになれば問題はないわけな
んです。ところが私は、どうもいろいろ
根本問題を考えますと、取締り当局
であるとか、通産省であるとか、い

九

いろそれは先ほど米問題になっておるような点について、十分反省もし、考慮もし、善処もしなければならぬと思ひますよ。思うが、問題はやはり外国の時計がいののですよ。だからそういう面ばかりを考えずに、やはり国内業者も十分反省して、これに劣らないうような品物を作る—あなの方だつて、外国の時計をみな持つておるでしょう。だから、そういうふうな点から考えますと、一般の国民も、やはり外国の時計をほしがる。そこに私はこの問題が起るのだからと思う。しかし、私も決して責任のなれをしようと思ひません。先ほど来皆さんからいろいろ御注意のあったような点については、十分考えなければならぬと思うし、また警察当局も、やっている、やっているというけれども、どの程度やっているのかという点に對する疑問も、これだけの莫大な数が実際に摘発されておりますから、あるだろうと思ひます。ですから、そういう点については、政府当局としては十分考えなければならぬが、国内の業者も外国品に劣らない品物を製造することに専念すると同時に、また私は政府だけのやり方では、この問題は防げないと思ひます。やはり業者なり国民全般がこれに協力するという態勢を整えざる限りは、この問題は、いかに議論をしてみたとところで、解決できる問題じゃないと思ひます。しかし、といて、政府が決してこの問題に對する善処をしないというのではありません。先ほど来申し上げます通り、いろいろの御忠告を体して善処いたしますが、なお私が申し上げました点については、国民各位の御協力も待望してやまない次第で

あります。

○鹿野委員 中川政務次官に私がおもに質問申し上げましたのは、差益金の適正なる線をどこに置くかということについて、通産当局が一つ考えていただかなければならぬ、こういうこと、その点について、おもに政務次官のお考えを聞かしていただきたい、こういうことです。

○中川(俊)政府委員 技術的な問題です。事務当局をして答弁をいたさせていただきます。

○中野説明員 差益率の点につきましては、先ほど申し上げましたが、密輸防止あるいは国内産の刺激という観点で正規輸入に努めておりますので、そういう観点から差益率をできるだけ十分調査いたしまして、適正にするように努力いたします。

○鹿野委員 これまで終りますが、いざれにしましても一つ警察当局も、偽造証紙の実情を御認識ないようなことがないように、一つ皆さん認識していただいで、大いに一つがんばっていただきますとともに、税関当局におきましても、この問題の重要性を認識いただきまして、善処いただきますようお願いいたします。私の関連質問を終ります。

○中村(幸)委員 もう一点だけ通産当局にお尋ねいたしますが、正規の輸入外貨割当を受けたものが、密輸で摘発されたというのを聞いておりますが、はなはだどうもけしからぬ話でありまして、こういうものに対しては外貨の割当を停止するとか何とか、もっともとて嚴重な態度をもって、こうした悪質業者に臨むべきであると思ふが、この点通産当局はいかに取り

扱っておりますか。

扱っておりますか。

○中野説明員 御指摘のような、いわゆる密輸の常習犯というふうなもののが正規の輸入の割当を受けておるといふようなことは、お説の通り通産省としてもけしからぬことだと思つております。実は時計の輸入に際しましては、たとえば関税法なりあるいは外国為替管理法違反というふうなものがありまして、それについては、相当厳罰をもって臨む。たとえば割当を停止いたしますとか割当を制限するとか、そういう相当強硬な処置をとることにいたしております。ただこういう正規の割当の停止というふうなことは、関係の業者に非常な影響を与えますので、できるだけ慎重に取り扱うつもりではおりますが、できるだけ厳罰の方針で、現に一件そういう問題がありまして割当を停止したために、通産大臣に不服の申し立てがありまして、現在裁判所で係争中になっております。

○中村(幸)委員 要するに密輸防止というものは、今お話のようにいろいろ手を打っておられるようでありまして、一朝一夕に効果を期待することはなかなか困難であります。ぜひどうか政府当局においては確固たる腹をきめて、強力なる推進態勢を整えられることを切に希望いたしました。私の質問を終ります。

○長谷川委員長 お諮りいたします。参考人出頭要求に關する件につきまして、小売商業特別措置法案及び商業調整法案の審査のため、日本住宅公団総裁の加納久朗君に、参考人として委員

日に關しましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、これに對する御異議はございせんか。

御異議なしと認め、

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○長谷川委員長 なおこの際お諮りいたします。石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案及び繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案の両案に對するの質疑を終局するに御異議ありませんか。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○長谷川委員長 石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案に對する御異議ありませんか。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

ありませんので、これを行わず、直ちに採決することに御異議ありませんか。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

多忙中にもかかわらず、本委員会の要望をいれて御出席下さい。まことにありがとう存じました。どうぞ忌憚のない御意見を述べ願います。ただ時間の関係もございまして、最初に御意見を述べ願う時間は大体十五分程度にしていただき、後刻委員から質疑があると存じますので、その際に十分お答え願いたいと存じます。

なお念のため申し添えておきますが、規則の定めるところにより参考人の方が発言なさる際には委員長長の許可が必要でありますし、また委員が参考人に質疑することはできませんが、参考人が委員に質疑をすることはできないことになっておりますので、以上お含みの上お願いいたします。

それでは、まず並川参考人に御意見を述べ願います。

○並川参考人 特定物資の法律をもう三カ年延期するという問題でございしますが、私たち日本バナナ輸入団体連合会の会員といたしましては、本法案を延期することにつきましては賛成でございします。それは特定物資の法律が実施になりました当時と現状において別の法案をそのまま存続されることとでけつこうだと思ひます。そのほか別に意見はございません。

○長谷川委員長 次に柴田参考人をお願いいたします。

○柴田参考人 私はただいま御紹介をいただきました柴田勇でございます。私はバナナ輸入を行なっている者であります。本日の商工委員会で私の意見を申し述べる機会をいただきましたことを光榮と存じます。

今回の一部改正により本法の施行を

当分の間延長せられることは賛成であります。現在本法の施行当時に比べて情勢も変わっておりますので、この運用については実情に即して次の事項を取り入れていただきたいと存じます。なお詳しいことはお手元の資料に明記しております。

一、差益金(特別輸入利益金)の納期は、現行では四カ月以内となっておりますが、これを七カ月に延長していただきたい。二、現在の差益金は、国内価格の安定や、輸入するプロア・プライスの引き下げに一つのガソンとなっておりまして、情勢に応じて大幅に引き上げていただきたい。三、差益金の徴取方法は、市況の変化によって、昨年のパイナップルカン詰のように価格が暴落した場合は、差益金を納め過ぎたことになりまして、今後の徴取は、平均見積り利益の二分の一を差益金の対象として、残り二分の一の額は一般の所得税から徴取していただきたい。四、現在特定物資は五品目に限られておりますが、品目を広げて、同じような利潤がある物資にも適用して、公平な調整をお願いし、また特定物資は一定の国に限られているが、これも範囲を広げていただきたい。五、現在特定物資でありまして、さらに輸入ワクの増加と差益金の引き下げによって、大衆物資となるよう御配慮をお願いいたします。

これで終わりでございます。

○長谷川委員長 以上で参考人の諸君の一応の意見の開陳は終わりました。次に質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。

中嶋英夫君。

○中嶋(英)委員 今両参考人から御意見

見を承りましたが、いわゆるこの問題について参考人がお二人ここにお見えになったという経過の中に、私どもの聞いておる限りにおいては、業界に意見の不一致があった、たとえば割当の配分の問題について意見の相違があるというふうなことを聞いておるわけですが、私はこの際両参考人に伺いたのであります。この問題が委員会にかかりますと、ああバナナかという何か失笑ぎみな笑いと申しますか、好ましくない笑いの中でバナナという名前が出てくるのです。何か業界がそういう批判を受けるところに問題があらうしないか、こういう点について両参考人、どのようにこういう風潮を把握されておるか、その点をまずお伺いしたいと思ひます。

○並川参考人 私からお答えいたしました。バナナについてあまりおもしろくない風潮があるという事は、私もかねがねいろいろな聞いておりました。できるだけ業界が安定して、問題をあちらこちらに持ち込んで業界のぶざまをさらけ出さないように努力いたしてきております。それはバナナがもうかるからというので、だんだんと各方面からそれに割り込んでくるといふことで、そのために旧来の実績者からこれを防ごうとする。新しく実績をとりたいという人は、いろいろの手を通じてこれを獲得しようとする。そういうことのために、たとえば前回この商工委員会が特定物資の法律の初めて施行になりましたときに大いに問題になりましたように、輸入業者以外に加工業者に割当をやる、こういう問題で、市場法の改正までやってそういうことをする必要はないのじゃないかというよ

うなことで、その間に何かあったんじゃないかというふうな質疑応答がございします。その後柴田君が人口割りの問題を持ち出して、しばしばその請願書の通過についていろいろ議論が出て、そのためにその請願書に委員長の意見書がついて当時通過したというふうなこともある。また、請願書が出て役所が直ちに人口割りを取り入れたという事実もあり、何かにつけてバナナの割当をめぐる国会関係に陳情をしなければならぬ、あるいは役所に陳情をしなければならぬ、まあいふんなこととごたごたしておるような感じを常に持たしておられるので、私たちは日本バナナ輸入団体連合会というものを作りまして、旧来バナナを輸入してきた団体は全部網羅して一つの連合会にいたしました。さらに今日におきましては、加工業者も輸入業者になってくるのだから、この連合会にお入り下さるならいづれでも入り下さい、また華商というものは別扱いにしておったのでありますけれども、華商もこの連合会にお入り下さるならいづれでも入り下さい、こういうことにはいたしました。各方面の方が一つの団体の中に溶け込んで、お互いに意見を戦わして、そして役所との割当の交渉のときには、自分らの主張すべきことは一本の窓口でやる、そういう方法をとりまして、業界の意見がばらばらにならぬ、業界に何かごたごたがあるような感じをできるだけ起さぬように努力をいたしておるのでござ

います。なるべく今後におきましては皆様方に御迷惑をかけないようにしたいと思っております。

ただ、先般私たちが衆議院並びに参議院の商工委員の方々をおたすねして、いろいろと自分らの立場を人口割りの問題に關連して申し述べたのでございしますが、これにつきましては、あざい議員の方から笑話のように、君たちはちっとも陳情にこない、そうすると柴田さんの意見だけが取り上げられて、相撲でいえば不戦勝みたいなものだ、だから、これはやっぱり述べべきことはあちらこちらに述べたがよろう、こういうお話もございまして、私も、なるほど柴田さんだけがいろいろ活躍されて、人口割りも獲得され、こういうふうなことになる、私たちといいたしまして、自分の立場上いろいろ説明に回っておくことが必要じゃないかと思つて回りまわしたけれど、なるべく両者の意見を一致させようにして、努めてそういうこととお互いに両方で陳情合戦をするというふうなことはしたくない、こういう考えでおります。御了承願います。

○柴田参考人 現在までのバナナの実績の分布を見ますと、ほとんどが都会に集中しております。それで昭和三十二年上期割当の際、新規の業者に二五%の割当をする通産省の方針らしいので、同じ新規に外貨資金の割当をするのなら、これを加工実績によって割り当てると、また現在の輸入実績のよりに都会に集中する、これを地方の人にもできるだけ安く食べさせようにするのには、せめて総体の四分の一だけでも都道府県別の人口に比例して新規の業者に割り当てていただきたい、同

じ割当をいただきましても、都会の生活水準といなかの生活水準には差がありますので、せめて地方の中流階級以上の人には、ほしいとき、たまには口にするのできる程度にしたい、きたいた、そういうことを陳情いたした、また二十六国会で請願したのであります。そのほか、これはいろいろ長くなりますので、その後のことについては二十九国会の請願並びに陳情によって詳しいことが申し述べてありますから、この点で御了承願いたいと思

○中嶋(英)委員 業界をいずれ門満にまとめていきたいという事は、ぜひお願いしたいと思うので、バナナという言葉だけで何か審議する委員の方があまり愉快でないように感ずるということは非常に残念なことですから、この点十分御配慮願いたいと思

○柴田(英)委員 撤回したというわけではありませんが、できるだけ業界門満のために通産省においてもいろいろ御考慮を願っておりますので、ただいまのところ通産省一任の形でおるのであります。

○中嶋(英)委員 そうしますと、通産省の方でこれからどうなさるかという問題があるわけですが、その前にやはり柴田さんに伺っておきたいと思うのです。今のお話のバナナを地方の中流階級の人にもたまに食べてほしい、食べさせたい、いわば業界からいい

ならば、食べてもらえば商売になるわけですが、大都市と地方都市、あるいは地方の末端の町村等のバナナの商店の店先における値段は均一化しているのかどうか、この点について伺いたいと思

○柴田(英)委員 大体秋のバナナにしまして、六大都市八十門の場合、地方都市におきまして百門程度、四、五、六のくだものない時期におきまして、都会で八十門ないし百門するときは百二十門、百二十門は現在までの最高でありました。大体において大都市と地方に約二割の較差があります。これに、買消費者の収入の面は、反対に、いなか側の方が少く都会の人が多い。これでは食べたてくも地方の人が食べられない。地方を安くまではし

てもらわなくても、せめて同値段で、全国津々浦々と申しません、せめて市という市には、市内ならバナナを売っている店が二軒や三軒あってもいいんじゃないか。そうすると、病人なんかバナナを食べたい、昔のバナナのたき売りを思い出して、食べたいときに食べられるようにしたい、これが私たちの信念であります。

○中嶋(英)委員 そこで私は非常に疑問を持つのですが、都道府県別の人口割りの比率が多くなった場合、あるいはこれをした場合に、私は地方都市でバナナの商店の店先における値段が上がるのじゃないか、下りはしないのじゃないか。たとえば今までバナナがない町にバナナが入ってきた場合、珍しいものだという事で、珍しいものは高いものだという通念があります。これが店頭における商人と一般需要者の

間において、たとえば割当がちょっとふえたから今度は安くするんだという形になっておつても、安くしなくても、そういう場合は買っていく。地方にもやはりお金を持っている人々がいますから、そういう人々は喜んで買っていくという形、値段の変化はあまりないのじゃないか。ところが大都市の場合には、今度は入荷が減ったということ、店頭の商品が少なくなったという事で、商人はバナナの値段を上げていく、こういう奇現象が生まれはしないか。ですから、都合で値が上って

地方で下ることならば、まだこれは、あるいは地方にもそういう安くバナナを食べてもらうということ、一つの効果があると思うのですが、都会では上る、地方でも下らない、こういう奇現象が起きると思うのです。この点はいかがですか。

○柴田(英)委員 その点は確かに地方の方と都会の値段が同一にはなりません。また同一の値段になりましても、今まではあまり食べていなかったところが非常に消費をしますと、同じ数量を輸入した場合に、全国的にやや、たとえば百のものが平均百五になる。今までは百と百二十または百十という

地方による差がある。それできわめてバランスというものがうまくとれておる。私の申しますのは、同じ数量を人口割りをした場合に、食べなかったところも食べますから、全般的には何ぼか上ると思ひます。それを防ぎますには、徐々に輸入量を増加して、差益金を安くしてもらえれば、全般的に下るようになる。業者とし消費者としては、欲でございすが、なるだけ差益金を安くしてもらって、量をふやして

もうろて、まあ昔のなつかしいバナナのたき売りをもう一べん街頭でやってみたい。たき売りまではできなくても、子供らがほしがるとき、お父ちゃんバナナ買ってこれと、お父ちゃん、だめだと言うて怒らなければいけません。ふところ工合を勘定して、食べさせたいが食べさせられないとき、その程度の考え方でござい

○中嶋(英)委員 夜店のバナナのたき売りを小都市に再現したい、地方の町でも再現したいという気持はわかるのですが、それは結局割当の問題ではなくて、絶対量がふえればおのずからそうなるわけです。たとえば、あなたの方でおっしゃるように、ワクをふやして、差益金を下げて、量が出回ってれば、おのずからそうなる。都会で量がふえれば、あなた方敏感な商人はすぐ地方に持って行って、地方の夜店のバナナのたき売りが起きると思う。ただ問題は、今、日本の実情の中で、そういうように量をどんどんふやすことが問題があると思

う。大体日本はくだものは、よその国に比べて決して乏しい国ではない。現に国費を相当補助して、あるいは地方自治団体が予算を組んで、柑橘類地帯における柑橘類の増産をやる、加工をやる、輸出について相当の配慮をしておる。あるいはリンゴにおいてもそうです。季節的にくだもの少しい時期、多い時期はありますけれども、これもある程度国内の態勢によって埋め合せがつく。あるいはイチゴにしても柑橘類にしても、貯蔵方法が進んでくるとか、こういう現状があるわけですから、そういうときに私は、結果的には、都道

府県別人口割り云々というけれども、ワクを余分にはしいというのが本音じゃないか、このように私は感ずるのですが、その点はどうなんですか。

○柴田(英)委員 人口割りをいいたく根本は、都会の業者が輸入をしまして、その輸入をしたものを地方の業者が買うのには、現在の段階におきましては、まず輸入業者の次に市場もしくは加工業者がありまして、その加工業者が加工をして地方の市場へ流す。地方の市場からまた、仲買人の手を通じる場合もあれば、通じなくて済む直接の小売の場合もあります。そういうふう

に中間段階が三つ、四つあります。だけれどもただ働くことはできません。わずかな利益ながらも、人の手にかかればかかるほど、それだけ小売屋の末端にいくところのコストは高くなる。それをせめて市場の線、輸入業務に直接参加して、共同輸入方法をとって、要るべき経費は要りますけれども、中間の業者の利益というものをなくすれば、運賃だけはよけいに要りましたとしても、中間の手数料というものが省けますから、中間のいなかの販売価格において差をつけずと売ることができるのじゃないか。それで、外貨資金の割当をもうろうの目的であり、値段の点から外貨資金がほしいということ

を唱えておるのであります。

○中嶋(英)委員 今私の質問したこと以外のことでお答えになったのですが、その問題については私は、中間の手数料はかからないようにして、最終的値段が安いのに賛成です。その場合に、それをもし御主張なさるのでしたら、全面的にやっていた方がいい。そういう簡易な方法を全面的にやっても

○柴田(英)委員 今私の質問したこと以外のことでお答えになったのですが、その問題については私は、中間の手数料はかからないようにして、最終的値段が安いのに賛成です。その場合に、それをもし御主張なさるのでしたら、全面的にやっていた方がいい。そういう簡易な方法を全面的にやっても

○柴田(英)委員 今私の質問したこと以外のことでお答えになったのですが、その問題については私は、中間の手数料はかからないようにして、最終的値段が安いのに賛成です。その場合に、それをもし御主張なさるのでしたら、全面的にやっていた方がいい。そういう簡易な方法を全面的にやっても

○柴田(英)委員 今私の質問したこと以外のことでお答えになったのですが、その問題については私は、中間の手数料はかからないようにして、最終的値段が安いのに賛成です。その場合に、それをもし御主張なさるのでしたら、全面的にやっていた方がいい。そういう簡易な方法を全面的にやっても

らいたい。割当のうちの四分の一はそうする、四分の三は従来通りやはり煩雑なものが残ってくる、こういう点が心配なんで、やるならば一つ全面的にそういう簡素な方法を今後業界の中で御研究願いたい。これは私の希望です。

ただ私の心配なのは、都道府県別の人口割りということが、先ほど申し上げたように、結果的には東京あるいはその周辺、あるいは名古屋、阪神地帯におきましては、バナナの値が——たぐさんのワクをふやすなら別ですが、少しぐらいうるが少なかったから、かえって今度は入荷が少なかったからというので、すぐ値段が上がる。それが、むしろ、いい藉口といえますか、理由になって、上げられる危険性があるのです。地方へ行っても、山ほど一べんに、夜店のたき売りが起きるほど、たとい若干のワクがふえたとしても、今の見通しでは、そんなに上がると思われぬ。そうすると、やはり珍しいもの、たまに食べるものということから、値段は結果的に下らない。こういうことが実際八百屋さんの店頭には起きる危険性がある。こういう点については、通産省と折衝なさる場合に、よくお考え願った上で折衝なさる方がいいのではないかと、こう思っているのです。他の質問の方もあらうと思えますので、私の質問があまり長くなってもどうかと思えますから、これで終わります。

○長谷川委員長 始関伊平君

○始関委員 最初に並川さんにちょっとお尋ねをいたしますが、バナナの輸入、それから国内への配給のいろいろな機構なり経路なりがござります。これはずっと昔からあるわけだと思いま

すが、三年前に特定物資の輸入臨時措置法というものがござりまして、バナナがその適用を受けた。その以後におきまして、従来の取引経路といったものは変更を受けたのか、あるいは昔のままなのかということ、ちょっとお伺いしたいと思えます。

○並川参考人 取引経路といたしましては、やはり最後の末端の小売商それから加工業者、そういうものに連絡のいい者がバナナをできるだけ委託を受けて、そして自分のものと一緒にならう方へ実情に沿うように流しておるというふうな状態でございます。特定物資の方が変わりましたとか、その後いろいろな人が割り込んできたとかいうようなことによりまして、取引の形態には別に変りはございません。

○始関委員

そこで、同僚議員の質問にもござりましたように、バナナについても、取引の経路というものは別に変わっておりません。輸入の総量というものが、ある程度確保されるということであれば、これはたとえば青森県のようにリンゴのあるところもござりますし、いろいろその地方の特殊のくだものが多いわけですから、一がいに言えませんが、需要に応じて流れるような態勢にはなっております。こう理解してよろしいわけだと思っておりますが、いかがですか。

○並川参考人

お答えいたします。この点につきまして、少し詳しくお答えいたしたいと思えます。先ほど中嶋先生の御質問に対して、柴田さんからいろいろお答えをしておりましたが、大体バナナが大都市に集中しておる、またバナナを扱う業者が大都市に集中しておいて、バナナの消費が偏在して

おる、こういうお話であります。人口割りにおいてこれを是正したいという御意見などござりますが、大体現状におきましては、ここ一、二年の実態は、東京都に、全体の輸入数量の三割五分くらい入っております。それから大阪に一割四、五分入っております。その他の都市、六大都市と福岡県を加えますと、バナナの輸入量の七五％は、一応その地方に流れております。それから、そのほかに北海道あるいは広島、山口、静岡あたりを加えますと、九〇％くらいはその地方に流れております。これは港へバナナが上りますと、その前に、何日かという船で幾ら積んでおる、どの業者がどれだけ積んでおる、こういうことがはつきりいたします。そういうことと、業者がみな港へ集まりまして、そうしてそれぞれ自分の地方に必要なものを買っていくわけにござります。そういうことで、東京には大体三割五分くらいのもので、東京には大体三割五分であります。それならば、これは全部東京で消費するかと申しますと、これは昔のままで幾分外へ流れるものもござりますが、大部分は加工されまして、千葉県、埼玉県、栃木県、群馬県という関東の県、それから遠方では北陸、東北方面あるいは北海道に流れるものもあるというふうなことで、一応は集積地がござりまして、そこへそれぞれ持って行って、それからまた地方へ流す、こういう格好になっております。

バナナの輸入につきましては、柴田さんが先ほど納付金を四カ月になっておるのを七カ月に延ばしてくれとおっしゃったように、一年に二度くらい割

当があると思えますれば、半年くらいの間にはバナナが入ってくるわけです。今度三月に割当になりますと、これは七月とか八月ごろまでに大体入れるという予定のものであります。そのバナナを入れる場合におきまして、一べんに持つてくるということではできないわけですね。またそれぞれの需要がござりますし、船の事情がござりますから、産地の生産事情がござりますから、工業製品みたいに自由にいつでも持つてくるということができませんので、それぞれ毎月配船計画をきめて、そうして必要量だけを、何船神戸に入れる、何船横浜に入れる、こういうふうにして持つて参ります。そういうことで、バナナを入れるにつきましては、差益金を納めるといふことで、まず保証状を出しておきまして、信用状を組んで、そうして台湾に送ります。そうすると、台湾の方では、その信用状で何ぼとりたいという電報が参ります。これによって登記をいたします。つまり輸出の順番をどうしてきめるかといふこと、こちから注文の電報の行った順序で持つてくるわけにござります。それで、いつでも自分のものが好きなときにとれるということはありませんので、登記の順位がおくれますと、半年先になって一番需要期を過ぎた暑い時分に入ってくるということもござります。この操作は非常にめんどうなものです。入りましてすぐにそれを分けるということも、その金を取り立てるといふことも、それから台湾の方との連絡をするとかそういう操作が非常にめんどうなものがありますから、それをうまくやらないと、せつかくもらうて、ほかの人はも

うけておっても、自分のものは一番悪い時期に入ってくるということもありません。そういうことで人口割りで地方の人たちに割り当てても、実際はその地方の商社の方が、そういう銀行の手続から電報を打って台湾との輸出の交渉をするということもできませぬから、結局人にまかせざるを得ませぬ。そうすると、われわれ業者がまかされませぬ。われわれ業者が持つてくるときには、自分のものも入ってきまうけれども、登記の順序で入ってきまうから、その人の分が入ったときが一番悪いときで、その人の上げると、これは損したからというので、非常に文句を言われます。またそんなに一べんにたくさんものを地方にやる必要はありませぬから、ちよびちよびやりませぬ。そういうことになりませぬ、これを神戸で分けて貨車一ぱいに詰めてずつと送るといふようなことができませんので、自然われわれの方で加工業者に渡して加工したものを、ぼつぼつとつもらうというふうな格好になります。そういたしますと、自分の高いものが入ったときにその人に上げなければならぬこともあり、またその人が安く入っても、自分の方がまた引き受けてやらなければならぬときもある。結局プール計算になりますから、値段は浜相場で買ったときと大して違わないことになってくる。そうしなければ、委託を受けましてもなかなか操作ができません。そういうことになるわけです。またその人に損害をかけるおそれもあるわけですね。そういうことで実際に人口割りで分けても、また浜で買

うけておっても、自分のものは一番悪い時期に入ってくるということもありません。そういうことで人口割りで地方の人たちに割り当てても、実際はその地方の商社の方が、そういう銀行の手続から電報を打って台湾との輸出の交渉をするということもできませぬから、結局人にまかせざるを得ませぬ。そうすると、われわれ業者がまかされませぬ。われわれ業者が持つてくるときには、自分のものも入ってきまうけれども、登記の順序で入ってきまうから、その人の分が入ったときが一番悪いときで、その人の上げると、これは損したからというので、非常に文句を言われます。またそんなに一べんにたくさんものを地方にやる必要はありませぬから、ちよびちよびやりませぬ。そういうことになりませぬ、これを神戸で分けて貨車一ぱいに詰めてずつと送るといふようなことができませんので、自然われわれの方で加工業者に渡して加工したものを、ぼつぼつとつもらうというふうな格好になります。そういたしますと、自分の高いものが入ったときにその人に上げなければならぬこともあり、またその人が安く入っても、自分の方がまた引き受けてやらなければならぬときもある。結局プール計算になりますから、値段は浜相場で買ったときと大して違わないことになってくる。そうしなければ、委託を受けましてもなかなか操作ができません。そういうことになるわけです。またその人に損害をかけるおそれもあるわけですね。そういうことで実際に人口割りで分けても、また浜で買

うけておっても、自分のものは一番悪い時期に入ってくるということもありません。そういうことで人口割りで地方の人たちに割り当てても、実際はその地方の商社の方が、そういう銀行の手続から電報を打って台湾との輸出の交渉をするということもできませぬから、結局人にまかせざるを得ませぬ。そうすると、われわれ業者がまかされませぬ。われわれ業者が持つてくるときには、自分のものも入ってきまうけれども、登記の順序で入ってきまうから、その人の分が入ったときが一番悪いときで、その人の上げると、これは損したからというので、非常に文句を言われます。またそんなに一べんにたくさんものを地方にやる必要はありませぬから、ちよびちよびやりませぬ。そういうことになりませぬ、これを神戸で分けて貨車一ぱいに詰めてずつと送るといふようなことができませんので、自然われわれの方で加工業者に渡して加工したものを、ぼつぼつとつもらうというふうな格好になります。そういたしますと、自分の高いものが入ったときにその人に上げなければならぬこともあり、またその人が安く入っても、自分の方がまた引き受けてやらなければならぬときもある。結局プール計算になりますから、値段は浜相場で買ったときと大して違わないことになってくる。そうしなければ、委託を受けましてもなかなか操作ができません。そういうことになるわけです。またその人に損害をかけるおそれもあるわけですね。そういうことで実際に人口割りで分けても、また浜で買

うけておっても、自分のものは一番悪い時期に入ってくるということもありません。そういうことで人口割りで地方の人たちに割り当てても、実際はその地方の商社の方が、そういう銀行の手続から電報を打って台湾との輸出の交渉をするということもできませぬから、結局人にまかせざるを得ませぬ。そうすると、われわれ業者がまかされませぬ。われわれ業者が持つてくるときには、自分のものも入ってきまうけれども、登記の順序で入ってきまうから、その人の分が入ったときが一番悪いときで、その人の上げると、これは損したからというので、非常に文句を言われます。またそんなに一べんにたくさんものを地方にやる必要はありませぬから、ちよびちよびやりませぬ。そういうことになりませぬ、これを神戸で分けて貨車一ぱいに詰めてずつと送るといふようなことができませんので、自然われわれの方で加工業者に渡して加工したものを、ぼつぼつとつもらうというふうな格好になります。そういたしますと、自分の高いものが入ったときにその人に上げなければならぬこともあり、またその人が安く入っても、自分の方がまた引き受けてやらなければならぬときもある。結局プール計算になりますから、値段は浜相場で買ったときと大して違わないことになってくる。そうしなければ、委託を受けましてもなかなか操作ができません。そういうことになるわけです。またその人に損害をかけるおそれもあるわけですね。そういうことで実際に人口割りで分けても、また浜で買

うけておっても、自分のものは一番悪い時期に入ってくるということもありません。そういうことで人口割りで地方の人たちに割り当てても、実際はその地方の商社の方が、そういう銀行の手続から電報を打って台湾との輸出の交渉をするということもできませぬから、結局人にまかせざるを得ませぬ。そうすると、われわれ業者がまかされませぬ。われわれ業者が持つてくるときには、自分のものも入ってきまうけれども、登記の順序で入ってきまうから、その人の分が入ったときが一番悪いときで、その人の上げると、これは損したからというので、非常に文句を言われます。またそんなに一べんにたくさんものを地方にやる必要はありませぬから、ちよびちよびやりませぬ。そういうことになりませぬ、これを神戸で分けて貨車一ぱいに詰めてずつと送るといふようなことができませんので、自然われわれの方で加工業者に渡して加工したものを、ぼつぼつとつもらうというふうな格好になります。そういたしますと、自分の高いものが入ったときにその人に上げなければならぬこともあり、またその人が安く入っても、自分の方がまた引き受けてやらなければならぬときもある。結局プール計算になりますから、値段は浜相場で買ったときと大して違わないことになってくる。そうしなければ、委託を受けましてもなかなか操作ができません。そういうことになるわけです。またその人に損害をかけるおそれもあるわけですね。そういうことで実際に人口割りで分けても、また浜で買

うけておっても、自分のものは一番悪い時期に入ってくるということもありません。そういうことで人口割りで地方の人たちに割り当てても、実際はその地方の商社の方が、そういう銀行の手続から電報を打って台湾との輸出の交渉をするということもできませぬから、結局人にまかせざるを得ませぬ。そうすると、われわれ業者がまかされませぬ。われわれ業者が持つてくるときには、自分のものも入ってきまうけれども、登記の順序で入ってきまうから、その人の分が入ったときが一番悪いときで、その人の上げると、これは損したからというので、非常に文句を言われます。またそんなに一べんにたくさんものを地方にやる必要はありませぬから、ちよびちよびやりませぬ。そういうことになりませぬ、これを神戸で分けて貨車一ぱいに詰めてずつと送るといふようなことができませんので、自然われわれの方で加工業者に渡して加工したものを、ぼつぼつとつもらうというふうな格好になります。そういたしますと、自分の高いものが入ったときにその人に上げなければならぬこともあり、またその人が安く入っても、自分の方がまた引き受けてやらなければならぬときもある。結局プール計算になりますから、値段は浜相場で買ったときと大して違わないことになってくる。そうしなければ、委託を受けましてもなかなか操作ができません。そういうことになるわけです。またその人に損害をかけるおそれもあるわけですね。そういうことで実際に人口割りで分けても、また浜で買

うけておっても、自分のものは一番悪い時期に入ってくるということもありません。そういうことで人口割りで地方の人たちに割り当てても、実際はその地方の商社の方が、そういう銀行の手続から電報を打って台湾との輸出の交渉をするということもできませぬから、結局人にまかせざるを得ませぬ。そうすると、われわれ業者がまかされませぬ。われわれ業者が持つてくるときには、自分のものも入ってきまうけれども、登記の順序で入ってきまうから、その人の分が入ったときが一番悪いときで、その人の上げると、これは損したからというので、非常に文句を言われます。またそんなに一べんにたくさんものを地方にやる必要はありませぬから、ちよびちよびやりませぬ。そういうことになりませぬ、これを神戸で分けて貨車一ぱいに詰めてずつと送るといふようなことができませんので、自然われわれの方で加工業者に渡して加工したものを、ぼつぼつとつもらうというふうな格好になります。そういたしますと、自分の高いものが入ったときにその人に上げなければならぬこともあり、またその人が安く入っても、自分の方がまた引き受けてやらなければならぬときもある。結局プール計算になりますから、値段は浜相場で買ったときと大して違わないことになってくる。そうしなければ、委託を受けましてもなかなか操作ができません。そういうことになるわけです。またその人に損害をかけるおそれもあるわけですね。そういうことで実際に人口割りで分けても、また浜で買

うけておっても、自分のものは一番悪い時期に入ってくるということもありません。そういうことで人口割りで地方の人たちに割り当てても、実際はその地方の商社の方が、そういう銀行の手続から電報を打って台湾との輸出の交渉をするということもできませぬから、結局人にまかせざるを得ませぬ。そうすると、われわれ業者がまかされませぬ。われわれ業者が持つてくるときには、自分のものも入ってきまうけれども、登記の順序で入ってきまうから、その人の分が入ったときが一番悪いときで、その人の上げると、これは損したからというので、非常に文句を言われます。またそんなに一べんにたくさんものを地方にやる必要はありませぬから、ちよびちよびやりませぬ。そういうことになりませぬ、これを神戸で分けて貨車一ぱいに詰めてずつと送るといふようなことができませんので、自然われわれの方で加工業者に渡して加工したものを、ぼつぼつとつもらうというふうな格好になります。そういたしますと、自分の高いものが入ったときにその人に上げなければならぬこともあり、またその人が安く入っても、自分の方がまた引き受けてやらなければならぬときもある。結局プール計算になりますから、値段は浜相場で買ったときと大して違わないことになってくる。そうしなければ、委託を受けましてもなかなか操作ができません。そういうことになるわけです。またその人に損害をかけるおそれもあるわけですね。そういうことで実際に人口割りで分けても、また浜で買

で、ややもすればそれは権利として売られてしまつて、利権化してしまつて、その荷物がそのまま地方に行くというところがありませんので、大体バナナは需要のあるところへ流れて、そうして権利があつても、いなかへはなかなか品物は流れないというのが実情でございます。そういうことで、人口割りといふものは、私は柴田さんの言われる理想はけっこうです、できるだけ広く地方に出したい、安いものを出したいというのは私たちの希望でございます。そして、それには中嶋先生が言われたように、数量をふやす方法以外はない。しかし、とうてい特定物資の法案から除くほどの数量が入ってくることはありませぬから、相当安いものをいなかを送るといふことは困難なことでございます。自然今のような状態で流れるだろうというのが実情でございます。

○始関委員 そこで、たゞいまお話し人口割りでございますが、特定物資輸入臨時措置法の運用の問題として一番重要であり、かつ一番むずかしいのが割当の方式、また割当の基準の問題であろうと思つて、これにつきましては、いろいろ原則なり、今までの慣行なりがあるわけでございますが、そういう観点に立ってみますと、人口割りというふうな観念は実際珍しい観念でございます。特定物資輸入臨時措置法の適用を受けておりますほかの品目についてもこういう観念はないのみならず、広く為替管理令の適用を受けて外貨割当を受けておりますものについて、こういう観念はない。非常に珍しい考え方だと思つて、たゞいまの柴田さんのお話では撤回したわ

けではないが、適産当局に一任していただく、こういうお話でございますけれども、当局に一任されましても、当局としては、一般的ないろいろな割当についての基礎的な方針なり従来の慣行にそれがございまして、また行政技術的にそれが果して可能であるかどうかという点も、はっきりさせなければならぬわけでございます。ただ抽象的な一つの理想と申しますか、そういうものを掲げてこれを実行しようといつても、行政当局は何ともしようがない、こう思うわけでございます。そこで中身へ入って伺いたいのでございますが、かりにAとBと二つの県がある。Aの県は人口三百万、Bの県は人口百万だといふ場合には、三対一の割合で割当をしよう、こういうお話と申すのでございますが、この場合Aの県の中で具体的に一体どういう資格を持った者に割当をしようとおっしゃるのか。たゞいまお話がございましたように、この外貨割当の一番基本的な原則は、最終の需要者に割り当てるか、それは今並川さんのお話のように非常にむずかしくて、とてもできることではないわけでございますから、輸入業者としての適格性を持った者に割り当てる、こういうことでなければならぬと思つてございまして、ところが、そうでない者に割り当てる、たゞいまお話がございましたが、輸入の委託ならまだよろしいが、初めからそういうことをやったことがないので、ここにこれだけのアロケーションがある、これを幾らで買入というふうなことににもなるのでございまして、私は千葉県でございまして、かりに千葉県を例にとつてみますと、一体あなたの

おっしゃるような新規に割当を受けるべき資格者というのにどういふ者がおられるのか、私としては全然見当がつかないのであります。今私の申し上げたような事柄に関連して一つお話しを願いたいと思つております。

○柴田参考人 人口割りを受ける資格者といふのは、その地方の輸入するに適當と認められるだけの資力のある者、なお人口割りの外割を受けてそのバナナを地方に配分するに適當と認められる業者、それを標準にしております。輸入の方法といたしまして、各県がたとへば今度の二十九国会において請願の通りました百万ドルの外貨資金をかりに全額人口割りに割当を受けたいとしても、各県がばらばらに輸入をして、年間その地方の店先に常時あるように輸入することは不可能なのでございます。それで全国四十六の代表者を集めて、ここに全国青果物輸出入協同組合というものを昨年暮れに設立いたしました。農林省の登記も十二月十七日に受けました。そして人口割りを受けた場合には、権利売りなどは一切しないという各自からの誓約書をとりました。過去三年間においてわれわれの主張してきたこの同志に恥をかかすようなことがあつてはならぬ、その場合には、いつ何とき無条件でその外割を取り上げられようと、どういふことを受けようと苦情は言ひませぬ、という誓約書を書いた。そしてこの外割を受けるような用意をしております。全国に一律に、たとへばここに十萬かこの数量と仮定します。それを六カ月間に入れますならば、一回一万七千かごしかない。その一万七千かごを四十六に分けるといたしますと、

三百かごしかない。そういうふうには各都道府県に分配するについては、最善の注意をしまして、船が入ることに十かごでも二十かごでも全国に回るような用意をしております。あなたの千葉県の代表者は市川の中長市場の島根仙太郎という人でありまして、私も同志会の会員として適格かどうかという点はお調べいただいたらわかると思つて、大よそ現在四十六の代表的な人は、地方都市の場合で年間一億以上の扱い高のないような人ではちよつと無理だといふような考え方でおります。

○始関委員 あなたのお話はどうも少しポイントがはずれておまして、行政当局としてはとも受け取りにくいものだろうと思つて、と申しますのは、今資力という条件を一つあげられた。それから国内の配給能力という点をあげられた。しかし問題はそうでなく、先ほどから私が申しておりましたように、輸入業者としての適格性というのが問題なんです。そうでなければ自分で輸入はできませんから、実際に輸入の意思と能力がある者にこの割当をやるんだというこの法律の基本的な原則が——今のお話のようなことでは、行政当局にまかすとおっしゃつても、当局の方ではとも引き受けかねるような状態だと思つて、後段の方のお話は私よく聞き取れませんが、小売商なら小売商の団体に割り当てるというふうな方針でやるといたしますと、これまた大へんなことでありまして、パイカンにしても、臨時計にしても、小売業者の団体がある、そういうものにまた別に割り当てるということでは、国内の取引、配給の秩序というものは、全く混乱してしまふのみならず、そういう団体それ自体も、どういふ代表者がおりましたか、私は輸入というものがそう簡単に組合員の利益になるようには実行できないだろうと思つて、もう一べんお答えを願ひます。

○柴田参考人 その点は、各自がばらばらでは、今始関先生の言われたように、これはちよつとむずかしいといふ人もある程度あると思つて、中にはできる人もあると思つて、中には、ばらばらにおつたのでは、外割を受けても利権売りをしようとする人が生じてはいかぬから、そこで中小企業等協同組合法による協同組合を組織いたしまして、そうして協同組合で一括輸入業務を取り扱うのですから、各自は一かごに対する経費の分担金だけを払えば、直接輸入の事務はしません、直接の輸入事務をしたと同じような形で荷受けできるような方法をとつております。

○始関委員 私は組合なんかでやるということは、完全な割当の基準でやる、また組合の努力からいまして、組合の利益になるような輸入の実務ができてないと思つて、押し問答いたしましてなんでございまして、たゞその小売組合なんかの団体で、割当と申しますか、扱いますものは、いわゆる加工の済んだあとのバナナ、いわゆる色づきバナナではございませぬか。

○柴田参考人 われわれの組合の主たる人は、青果物公認荷受け機関、市場を主体としておるのであります。バナナの色づけというものは、簡単にできるものでありまして、それほど心配するものではないと思つております。

○始関委員 私は組合なんかでやるということは、完全な割当の基準でやる、また組合の努力からいまして、組合の利益になるような輸入の実務ができてないと思つて、押し問答いたしましてなんでございまして、たゞその小売組合なんかの団体で、割当と申しますか、扱いますものは、いわゆる加工の済んだあとのバナナ、いわゆる色づきバナナではございませぬか。

○柴田参考人 われわれの組合の主たる人は、青果物公認荷受け機関、市場を主体としておるのであります。バナナの色づけというものは、簡単にできるものでありまして、それほど心配するものではないと思つております。

○始関委員 私は組合なんかでやるということは、完全な割当の基準でやる、また組合の努力からいまして、組合の利益になるような輸入の実務ができてないと思つて、押し問答いたしましてなんでございまして、たゞその小売組合なんかの団体で、割当と申しますか、扱いますものは、いわゆる加工の済んだあとのバナナ、いわゆる色づきバナナではございませぬか。

○始関委員 もう一点伺いますが、あなたのお仲間希望者がたくさんあるという場合には、どういふ基準で割り当てますか。頭割りでありませうか、標準割りでありませうか。

○柴田参考人 その点につきましては、全国一律に線を引くという事はなかなか不可能と思いますので、各地方の青果会社、みなそれぞれ団体とかいろいろなるものがあります。その県内の実情に即応して、その地方の公認荷受け機関の人で、ある一定の線を引く、その適格者とみなされる人が話し合いの上で割当を受ける資格、一応外割を受ける通産省からの資格者は、県の代表者一本をもって、その資格者として割当を受けるようにすればいいとしております。

○始関委員 そこでもう一つ伺いますが、おそれるようなことになりませんと、割当の基準もございませぬし、私は取捨のつかぬ状態になると思ふ。むしろその場合には、この臨時措置法では、いわゆる差益金の徴取につきまして、競争入札制度も採用できるわけなんだから、そこまで範囲をお広げになれば、私は思い切つてそういう制度に切りかえた方が、優勝劣敗といひますか、まだ業界がすっきりした形になる、こう思ふのでありまして、輸入の実際というものを基礎にする。ところがあなたのお話では、実績のないものにとどこまでも広げよう、こういう説明でございませぬ。資料によりまして、十方くらい小売商があるというお話であります。おそれる全部がそれに参加せざるを得ない。そういうことであれば、むしろ根本的にやり方を変えて、入札制でやった方がいいとお考へに

なりませぬか。
○柴田参考人 その点は、先ほど再三申しておりますように、もしその入札制をした場合には、いなかでは食糧に上らない。それというものは、第一都会の人と、いなかの人とは生活水準が違います。人口割りの趣旨は、ある程度地方の中流以上の入にでも口に入られる値段にしてこそ初めて人口割りの価値があります。法外な百五、六十パーセント、昔の入札のように法外な高い、バナナを食べるのか、税金を食べるのかわからないようなことをせられては、地方でその消費についてくるものは一%か二%か、わずかな数字になってしまいます。われわれの理想としては、国内のくだもののもよく考慮いたしまして、年間で一番高いくだものといへばビワくらいのもです。それが百四、五十円だから、せめて小売七、八十円くらいで消費者の手に入るような値段でこの人口割りをやっていたらいい。ただ優勝劣敗の方法をとられたものでは、人口割りの趣旨、根本の考へ方がくずれてしまふことになる。

○始関委員 ただいまのお話を伺つておりますと、国内に入つてからあと配給機構の問題と、外国から持つてくるといふいわば全く別の分野である輸入の問題、この違う問題を混同しておるよりに思ひますが、そういうふうにお考へになりませぬか。
○柴田参考人 先ほど中嶋先生にお答へしたかと思ひますが、直接外貨資金の割当をもらつて共同輸入をする場合の各自に入つてきた品物の原価と、現在のように三段階、四段階の階段を経て入つてきたバナナとは、同じバナナは入つてきまして、人の手にかかればかかるほど手数料が要ります。そのためにそれだけ高くなるから、この点もできるだけ安くしたい、そういうふうな点から、直接外貨資金の割当をもらいたい、そういうことでありませぬか。
○始関委員 もう一つ伺いますが、あなたのお考へていらつしやる方式で参りますと、直接輸入を受ける社と申しますか、立場になるもの、あるいはそういうふうな希望するものが、見通して全園およそ何千名くらいおられますか。
○柴田参考人 まずわれわれの会員としての数字は、昭和三十三年四月が三百五十名、三十三年十月に四百五、六十名、これではほとんどふえるからしようがない、何とかある一線を引いて一応の資格を作らなかつたら、われわれがお願いするときに通産省で困られるだろう、そう思ひまして、ある一定の線を引きました。現在は百六十三人、百六十三人という数字は、全園に青果会社として荷受機関として仕事をしておるものが約千五、六百、そのうちからまず一割程度大きなところを網で一本すくつて、これでいかがでしようか、まだあまりひど過ぎると言われれば、もう一本これにかける、そういう方法でやつていけば、うまくいくんじゃないかと思ふのでありませぬ。ふるいのかの網のつけ方につきまして、六大都市と人口十五万以上の都市と、それ以下の都市といふところで、甲乙丙の三段階くらいに分けなければ、地方の人がその網から漏れてしまはせぬかということもありまして、その点は目下研究中であります。

○始関委員 それでは最後に並川さん
に伺ひます。ただいま柴田さんのお話では、全国で十方くらい小売商があるのだが、そのうちから自分たちの仲間百六十名程度のところで線が引ける、こうおっしゃるわけですが、そういう客観的にはっきりした線を引き得るものかどうか。これは私はきつめて困難だと思ひますが、百六十名という都合のいいところで落ちついて、文句の出し方があるのかどうかという点については御意見を伺ひます。もう一つ、ただいまの通産省から輸出の割当を受けておられますもの総数、これはだんだんふえたりしておるようでありませぬか、ただいまそういう点はどういうふうに移り変りつつあるか、こういう点をお答え願ひいたします、私の質問はこれで終ります。

○並川参考人 柴田さんのお話は、バナナ同志会という団体に割当を割り当ててくれといふことのようにありませぬが、役所としては団体の割当といふことは、これまで例がございませぬので、むずかしいと思ひます。そのときは団体を構成しておられる各人に割当をする、その場合におきましては、今までは輸入業者と加工業者の両者で、輸入業者には通関の実績といふ基準があり、加工業者には室を持つておるとか使用しておるとかといふ建前と、加工の実績といふ基準がございませぬから、それによつてある一定の商社に限定することができませぬ。柴田さんの関係のよな商社になりますと、数が非常にふえて参ります。どれを省いてどれをやつて参るかといふことは、役所が勝手にやつて参るわけにはいけません。柴田さんが勝手にこれがいといひまして、それと同じ程度の商社が自分割り当ててもらわなければいけません。ところで、結局は数を限定するといふことができません。役所の者といひましては、実際の割当問題としては柴田さんの行き方では私ではできないと思ひます。それからただいま商社の数をお尋ねになりましたが、三十一年の上期で特定物資の法律が実施されて加工業者も入りました当時は、加工業者の数が五百五十五軒、輸入業者の数が百八十四軒で七百三十九軒でございませぬ。それからその次の三十二年の上期の割当のときに、加工業者のうちには幽霊加工業者が入つておるのではないかといろいろ調査いたしまして、納税の証明書をとるとか、あるいは今までの市町村長の証明書を商工会議所の証明書に切りかえるとか、いろいろやりましたところ、三百二十六軒に減つてしまつた。加工業者が三百二十六軒で、それと百七十四軒、全部で五百四十軒というのが三十二年の九月の実情でございませぬ。通産省といひまして、五百軒といふのは、これくらいのバナナを扱うのにそんなにたくさんは、もう少しは適限数量に減らしていったらどうだろうかといふことで、五百軒以下というものは一応五百軒以下に合はして、その結果現在では五百軒のものが百九十六軒に減りましたが、それも五百軒以下に減らしたから、千かくらいは扱わなければならないといひますと、それがまたその半分くらいになるといふやうなことで、幾らか整理の段階に入つております。

○小平(久)委員

関連して私は一点だけ柴田さんの方に伺っておきたいと思うのですが、過去何回か人口割りについでに請願の出たことは私も承知して打りますが、どうも人口割りでやれという趣旨が私には実際のところよくわからない。先ほど来のお話を聞いておきますと、地方の人にも中ぐらいの都会にはバナナを食べられるようにしてやりたいという趣旨のように聞かれます。御趣旨は一応けっこうなことです。しかし割当をするということ、それが割当を受けるということ、一般の人が食べられるということは別問題ですね。かりに地方のある県の人割当を受けても、その商品の処分というものが自由になっている以上は、必ずしもその土地の人が食べられるとは限らない。あなたの趣旨のようなことを徹底しようとする、結局昔のような切符制度をやらないければ、実際問題としては食べられない。少くとも希望者には切符をまずやって、切符を持っていけば必ず買えるのだということにでもしなければ、食べることが確保できないわけですね。商品がどこに飛んでいってしまうかわからない。その点は、どういふふうにご考慮をお願いしますか。私は何回か請願を受けましたが、どうもそこを私にはよくわからないので、教えていただきたい。

○柴田参考人

それは全部を人口割りにしてくれと言うのではない。前には四分の一、今度の場合は増額になった百万ドルを人口割りにしてくれと申すのであります。それを実行する場合には、都会の人にもやはり人口割りでいくわけなのです。そうすると二割五分を全部人口割りと仮定いたしました場

合には、都会の人が五本食べられる場合に、いなかの人は一本の比率にしかならない。率として七五%は都会の実績によって割り当てるということになりまして、そうするとある程度の値段になれば、おそらく大人も子供もバナナがきらいだという人はあまり聞かれない。まあまあ値段さえ適当な値段であれば、食べてみたいという人が大部分です。全部を人口割りにしてくれというのはなるほど無理かもしれませんが、総体のわずかに二割五分で、都会の人が五本食べれば、いなかの人も一本食べさせてくれという程度ならば、そう無理な要求ではないと私は思っております。

○小平(久)委員

その趣旨はわかりませんが、ある地方の県なら県に、あなたのおっしゃるように、ふえた分の二割五分が人口割りで入ってくる。なるほど輸入する人はそれだけ品物がその県内に確保されるということは何によって証明するのですか。あるいはその地方の人が食べられるということがどうして証明できるか。かりに値段が付近の都会の方が高い場合もありまして、あるいは同じ県の仲間だつて、片方が高くても片方が安い場合もあるだろう。商品だから、ましてや青果物だから、そういうまでもほうっておくわけにはいかない。ほとんどん外部に流れていってしまう。あなたの気持はわかる。輸入する者にはそういうふうに入口割りにできるかもしれないけれども、需要者側には何か手を打たなければ、果して地方の人の口に入るかどうか。輸入業者に輸入させるというだけにとどまるならまだいいのです。地方

の人に食べさせるのだと言うから、どうして食べさせるのかということを開いておるのです。

○柴田参考人

過去三年間、われわれ業者は国会にもいろいろお世話になりました。人口割りにバナナをもらいました。そして人口割りでバナナがきりました。商人には商人道徳というものがあつて、その道徳というものは、自分らの唱えてきたこと、人にするべきこと、人口割りでもらったバナナを何にもよそに——たとえ千葉とか埼玉にもらつて、それを東京が値がいいからといって、東京に持って行って売ることはずぐできます。しかし、それではまず第一、小売屋がぐずぐず言います。すぐには言わなくて、そういうことで市場がさびれ出した場合、今後どういふ言いたいことがあつても、人の前で堂々と意見を述べること、もまたできなくなる。その点は商人は商人道徳一本で、もらいましたら、けつこうやっつけていけると思つて、ろいろと御意見を伺つて重複する点も出てくるかと思つて、この際二人の方に一、二お伺いしておきたいと思つて、大体砂糖やバナナとかいうような甘いものにはアリが寄るよう、これをめぐつての利権争いというものはどうも常につきまといつておるような感じがいたします。三十一年でできた、バナナの外貨割当を高値入札制度にしたときなんか相当委員会でも取り上げられたと思つて、それ以来バナナの外貨割当問題には何か私には不明な点があるのではないかと、このように私個人の感じですが、感じを受け

ておりますので、この際二、三伺つておきたいと思つて、まず第一にお伺いしたいのは、大体バナナが高過ぎると思うのです。なぜこんなに高いのか。現在メートル法になつておるもので、一キログラムと十キロがいいのか、あるいは一貫目でもよろしい。とにかく輸入から消費者に渡るまでの原価計算を二人で出して下さい。バナナの輸入のときは幾らで、それがどういふふうになつて、小売から消費者に入るときに幾らになるか、この原価計算を二人からお伺いしたいと思つて。

○並川参考人

原価計算のやり方はいろいろございます。私の申し上げることがそれでいいかどうかということ、また御判断願うことといたしまして、私が申上げますと、現在バナナ一箱が二千五百二十円、これはフロアプライスで一定したものです。セドプライスで関税と荷役の水揚料、それら約五百七十九円、関税が二割かかります五百四十四円、水揚料が七十五円で五百七十九円、それから信用状を組んだり保証状を組んだり、その他いろいろ経費がかかりますが、それが約二百円、それから差益金、この次に割当になりますのは一七・七%でございますから、これは一かこのバナナ二千五百二十円よりも少し高うございます。一七・七%だけ高うございまして、二千九百四十八円、それで利潤を幾ら見るかということでございますが、これは私たちがいたしましては、非常に腐敗しやすいわずかしい品物でございますから、一かご五百円くらいほしいという気持を持っており

ます。そういうことで見ますと六千七百四十五円、こういう値段です。これは浜まで持ってくるまでの相場です。それを加工業者が買ひまして、加工いたしましたして、小売の方に参ります。そうすると大阪へやりますと、神戸へやりますと、東京へ参りますと、やはり二百円なり三百円という運賃がよけい要る。それに加工料というやうなものを加えますと、小売のところでは、かた百円が九十円から百円近くなるだろうと思つて。

○田中(武)委員

大体二千五百二十円、これが小売段階では二万円くらいになるのでしょうか。

○並川参考人

いや、そんなになりません。〔発言する者多し〕

○長谷川委員

ちよつとお待ち下さい。並川さん、あなたがお取扱いになつておるのですから、たとえば青が着いたときの原価が二千五百二十円で、関税が幾らで、諸経費が幾らかかつて、差益金が一七・七%幾らで、それが一応の原価であつて、さらにそれを加工して加工料が幾らで、それをもつて小売段階に入るときは原価は幾らだ、それがあなたの方に出せないのですか。そんなにむずかしいのですか。

○並川参考人

私の方は輸入業者でありますから、輸入までのものはつきりしておられますけれども、加工業者の方は、一応私らの常識的に推定した価格を申し上げたわけでありまして、いかが。あなたの方はただ輸入すればいいというのではなくて、加工が幾らぐらいいかかるといふことは知つておらないのですか。

○長谷川委員

それはおかしいじゃないか。あなたの方はただ輸入すればいいというのではなくて、加工が幾らぐらいいかかるといふことは知つておらないのですか。

○並川参考人 それですから、今申し上げた数字が……。

○長谷川委員長 それを……

○並川参考人 それでは先ほどの六千七百四十五円まではよろしゅうございませぬ。それから加工業者の手数料、運賃も入っておりますからそれで千円、それから小売の手数料五百円です。

○田中(武)委員 ただいまの参考人の御答弁によりますと、大体百円で八十二、三円、こういうことにならうと思

○並川参考人 大体これくらいの値段で売られておる。時期によりまして、春先が一番高いときの値段を標準にして、今度の割当を基準にして言ってお

○田中(武)委員 高い時期の計算かどうかわかりませんが、最近私不幸にしてまだバナナを百円買いたことがない

○田中(武)委員 高い時期の計算かどうかわかりませんが、最近私不幸にしてまだバナナを百円買いたことがない

○並川参考人 ちょっと申し上げます。今の利潤とかなんとかいうことは、これは私たちの希望の数字を申し

○並川参考人 ちよつと申し上げます。今の利潤とかなんとかいうことは、これは私たちの希望の数字を申し

○並川参考人 ちよつと申し上げます。今の利潤とかなんとかいうことは、これは私たちの希望の数字を申し

○並川参考人 ちよつと申し上げます。今の利潤とかなんとかいうことは、これは私たちの希望の数字を申し

○並川参考人 ちよつと申し上げます。今の利潤とかなんとかいうことは、これは私たちの希望の数字を申し

○並川参考人 ちよつと申し上げます。今の利潤とかなんとかいうことは、これは私たちの希望の数字を申し

○並川参考人 ちよつと申し上げます。今の利潤とかなんとかいうことは、これは私たちの希望の数字を申し

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

○並川参考人 バナナの価格を下げます。これは輸入数量をふやして、自

率が高いために価格が高くなるという
ようなことのないように、これはパナ
ナだけではございませぬが、配意をし
ているつもりであります。

○田中(武)委員 今のそれぞれの御答
弁によると、ともかくバナナが高いの
は、輸入数量が少い、こういうところ
に帰着するようであり、さりと
て、そのために貴重な外貨をそう多く
使うこともできないだろう、こう思
います。いずれにしても、私はバナナが
高過ぎる、これだけははっきり言える
と思う。今の数字なんかもちよつと合
わぬ点が出てきましたが、たとえば並
川さんの言われたいわゆる小売段階に
おけるマージンと、それから柴田さん
の言われたマージン等も、だいた数字
が食い違っているようでありませぬ。い
ずれにいたしましても、私はこの外貨
割当をめぐっていろいろな競争が行わ
れておるということ、そのことは、何
か知らぬが、やはりそこらうまい汁が
吸える、だからやっていると、この
感じを受けるのです。割り当てられた
外貨を横流しするというようなことは
往々他のいろいろなものにもあり得る
ことなんでしょうが、バナナにおいては
そういうことはありますか。並川さん
にお伺いします。

○並川参考人 これはほかの方の外貨
につきましても、そういう問題があり
ますが、バナナにも絶対にはないと思
い上げかねると思います。横流しとい
うよりも、委託販売という格好になる
と思いますが、多少横流しに近いよう
なものはないと思いません。
○田中(武)委員 それは割当が細分化
せられる結果、そうなることになるの
でしょうか。

○並川参考人 今のお話のように、割
当が細分化されますと、その中には、
それだけの手続のできない人が出ます
から、自然そういう問題が起ります。

○田中(武)委員 私はこれはなかなか
むずかしい問題だと思つて、とい
うのは、輸入にはやはり外貨という上
からいつて限度があると思う。それを
実績主義ばかりを買けば、これは特定
の人だけの独占的な輸入権というよう
なことになりかねない。これは私はよ
くないと思う。新しい人も入れるべき
である。そうかといつて、みだりに数
をふやすならば、特定の限定せられた
輸入外貨を多くの人に割り当てられ
ら、従つて細分化する。横流しとい
言葉が正しいか、委託輸入というのが
正しいか知りませんが、そういうのも
のが行われる。こういう点が私はなか
なかなむずかしいと思つて、ただ、
私が言えることは、これは一つ局長に
御答弁を最後に願いたいと思つて、
が、実績主義が今行われておるし、い
ろいろ検討しても、それが今のところ
では改善の策として一番いいんじやな
かろうかといつて行われておるよ
うなんです、これをあまり買けば、
やはり先ほど言つたように、一つの独
占化する、こういうおそれがあると私
は思う。そこで、新しいものも加え
るといふ方が、いわゆるものの進歩発
展という上においていいのではなかつ
うかと思つた。だが一面、先ほど言つ
たように、みだりにその幅を延ばせば
た細分化せられて横流しというよう
なことになりかねない、こういう点を
まくにらみ合せて、実績主義、AA制
度ですか、これをあくまで貫くとい
ふよりか、ある程度進歩性を持たして新

しい方面にもやはり認めていく、そう
いうところに業界の発展があるのでは
なからうか、こう思いますが、いかが
なものでしょうか。あまり独占とい
うことは私は避けたいと思つた。

○松尾(泰)政府委員 御説もつもの
なものであります、しかしわれわれの行
政基準からいいますと、輸入実績と
いうのはっきりした基準をとる以外にい
い方法がないということ、現在のと
ころ特定物資といわず、他の商品につ
きましても、輸入実績または生産者の
生産実績といふべきを基準にしてい
る場合が多いわけでありませぬ。今も御
指摘のように、実績だけに片寄りす
る場合が多い傾向のあることは
御存じの通りであります。従つて、場
合によればそういう新規のものも考
合、新しい風を吹き込むという必要も
認めるのであります、バナナの事情
を一言申し上げますが、これももう数
年の歴史を経てきておる。かつてそう
いう議論が数年前に非常にかましま
したために、新規業者を入れたらど
うだといふことになりまして、しから
ば新規業者を一部加えよう、その方法
としてどういふ方法をとるべきかとい
うことになりました結果、いい基準は
ないが、輸入業者に最も近い段階とい
たしましては加工業者である、従つ
て、加工業者をある程度輸入業者とし
て認めていこうといふことになりまし
たのが、加工業者に対して外貨の割当
をした最初であります。その後、先ほ
ども並川さんからも御説明がありまし
たように、当初は七百人、それから五
百人になり、現在は百九十何名か
なつてきておるわけでありませぬ。百九
十何名かの割当になつてはおりませぬ

が、それでも、先ほども御指摘があり
ましたように、全部の人が輸入業務を
営んでおるかといふと、そうでない。
これは確かに委託輸入というやうな形
式ではありませぬが、人に割当書を
使つてもらつておるといふか、そうい
う人もあろうかと思つた。そこで、われ
われといたしましては、今のバナナの
輸入の段階からいいますと、ほんとう
に輸入業務を営む人によつてもらうと
いう段階ではなからうか。新規業者を
入れる段階は、数年前に一回やつたわ
けであります。従いまして、今はどつ
ちかといふと、ほんとうの輸入業務を
営む人に割当が公正に行くように考
えておるのではありませんか、これ
もいろいろ議論が分れるのであります
が、最低取扱量五百かごとという限
度を設けましたのも、普通の輸入取引
をするならば、五百かご以下じや實際
問題として商売にならぬ、結局は人に
頼んで、人まかせの仕事になるという
ことで、先般取扱量を五百かごと
いふことにした結果百九十何名に整理
をしたわけでありませぬ。まだ五百かご
の最低取扱量といふものは、今の業界
の事情からいって若干低過ぎる、千か
ごなりその程度に基準を上げること
によつて、先ほど御指摘がありましたよ
うな委託してやつておる人、いわゆる
眠つておる人を整理する時期ではない
かと思つておられます。そういう時期
が一応過ぎまして、なおかつそれでも
実績業者が非常に横暴するとか、暴利
をむさぼるとかいうやうなときには、
その新規業者の問題も考えるべきだ、
こう思つておられます。従いまして理論
的には、また原則論としましては、実

績業者に固執するべきではないとい
うのであります、具体的なものの段階
によりまして、そういう時期とまた逆
に現在の実績業者をなおしほつていく
時期とがあつてしかるべきじやない
か、バナナにつきましては、私はどつ
ちかといふと、一たん非常に広げたあ
との整理の過程を今たどつておるの
ではないか、従いましてこの際バナナに
ついては新規業者を大いに考へていく
といふのは、ちよつと時期ではないん
じやないかといふふうに考へておられ
ます。ただ実績となりませぬ、いろい
ろな複雑な手続を結ました結果、不注
意でもつてそのときに申請を忘れてお
つたとかいふやうな事故が出ておつ
たわけでありませぬ。そういう不注意
実績があるにかかわらず漏れておつた
といふのは、これはいわば過失でござ
いますので、そういうものはこの際
ある程度考へていくべきじやないか
といふの調整はいたすべきじやないか
といふふうに考へておるわけござい
ます。

○田中(武)委員 最後に、これは別に
答弁は要りませぬが、私参考人の方々の
意見を聞いており、あるいはこれまで
のいろいろな陳情書なんかを拝見しま
したところの感じを申し上げて終りた
いと思つたのです。ともかくにも、安
く消費者に渡すようにとか、あるいは
どうとかいふもつともらしい理由はつ
けておられるが、腹の中はやつぱり目
分にも外貨を割り当ててくれ、こうい
うことだと思つておられます。それなら率直
にそういうように申し出た方がいいと
思つた。同時にまた先ほど局長の御答弁
がありました、私は権利の上にあぐ

が、それでも、先ほども御指摘があり
ましたように、全部の人が輸入業務を
営んでおるかといふと、そうでない。
これは確かに委託輸入というやうな形
式ではありませぬが、人に割当書を
使つてもらつておるといふか、そうい
う人もあろうかと思つた。そこで、われ
われといたしましては、今のバナナの
輸入の段階からいいますと、ほんとう
に輸入業務を営む人によつてもらうと
いう段階ではなからうか。新規業者を
入れる段階は、数年前に一回やつたわ
けであります。従いまして、今はどつ
ちかといふと、ほんとうの輸入業務を
営む人に割当が公正に行くように考
えておるのではありませんか、これ
もいろいろ議論が分れるのであります
が、最低取扱量五百かごとという限
度を設けましたのも、普通の輸入取引
をするならば、五百かご以下じや實際
問題として商売にならぬ、結局は人に
頼んで、人まかせの仕事になるという
ことで、先般取扱量を五百かごと
いふことにした結果百九十何名に整理
をしたわけでありませぬ。まだ五百かご
の最低取扱量といふものは、今の業界
の事情からいって若干低過ぎる、千か
ごなりその程度に基準を上げること
によつて、先ほど御指摘がありましたよ
うな委託してやつておる人、いわゆる
眠つておる人を整理する時期ではない
かと思つておられます。そういう時期
が一応過ぎまして、なおかつそれでも
実績業者が非常に横暴するとか、暴利
をむさぼるとかいうやうなときには、
その新規業者の問題も考えるべきだ、
こう思つておられます。従いまして理論
的には、また原則論としましては、実

績業者に固執するべきではないとい
うのであります、具体的なものの段階
によりまして、そういう時期とまた逆
に現在の実績業者をなおしほつていく
時期とがあつてしかるべきじやない
か、バナナにつきましては、私はどつ
ちかといふと、一たん非常に広げたあ
との整理の過程を今たどつておるの
ではないか、従いましてこの際バナナに
ついては新規業者を大いに考へていく
といふのは、ちよつと時期ではないん
じやないかといふふうに考へておられ
ます。ただ実績となりませぬ、いろい
ろな複雑な手続を結ました結果、不注
意でもつてそのときに申請を忘れてお
つたとかいふやうな事故が出ておつ
たわけでありませぬ。そういう不注意
実績があるにかかわらず漏れておつた
といふのは、これはいわば過失でござ
いますので、そういうものはこの際
ある程度考へていくべきじやないか
といふの調整はいたすべきじやないか
といふふうに考へておるわけござい
ます。

と、いろいろうわさでは通産省の通商局は、まともな話から飛んでおるといふような問題でありまして、こうしてまた問題について、やはり割当そのものに非常に矛盾をあなた方も感じておられることであるから、こうした問題について正当に外貨の獲得に対して努力されるという向きがありました場合に、今のよう割当をした方が外貨がふえるかふえないかという問題は、値段も安く供給されるならば、外貨の獲得がふえることは当然であります。こんなことは簡単な問題でございませう。そうしたことは私は議論は申しませんけれども、少くともそうしたまじめな問題については、こうした実績主義にのみ偏するのではないという考え方を持つ以上、今後ともまじめな問題に對して、大いにまじめに考えていただきたいということをお願いいたしまして私は終ることにいたします。

○長谷川委員 川野芳満君。

○川野委員 他の同僚諸君の質問がございましてけれども、私簡単に二つの点についてお尋ねを申し上げてみたいと思ひます。

先ほど来御説明を聞いておりますと、地方のバナナの値段が高い、こういうこともこれは事実であります。従って地方のバナナが大会よりも高い、こういう点については輸入後の配給の問題ということについて、通産当局は少し考えておかなければならないのではなからうか、かように考えるわけであります。そこで先ほど並川参考人からいろいろ聞いたのであります。バナナを輸入するまでは先ほど説明の通り。しかし日本に輸入後にお

るバナナができるならば普遍的に安く配給されるということを考えていただかないのではなからうか、かように私は考えるわけでありまして、そういったことと人口問題等の問題も解決するのではなからうか。人口問題を唱えるゆえんのもの、地方におけるバナナが少いという問題もございまして、値段が高いという問題が一番大きな問題だろうと存じております。私の選挙区の宮崎県においては百匁が百二十匁。福岡地方においては六十匁ということである。そこであまり値段の差が違つておるといふことが、こういう人口問題を云々する原因になるのではなからうか、かように考えるわけでありまして、輸入後のバナナの配給問題について今後検討される御意思が通産当局にあるかどうか、この点をまず伺つてみたいと思ひます。

○松尾(泰)政府委員 ただいまの輸入後の配給ルートの問題であります、私どもも同様の考えを持っておりまして、実は柴田さんの方の団体からいろいろの議論が出ておられますが、その多くの不満は、やはり輸入そのものというよりも、そのものを扱いたい、扱いたい量が限られておるために輸入業者、加工業者それから地方の間屋さんというものに特殊のルートができてしまつて、新しい者はなかなか扱いきれないという不満から、一つ新しい割当を獲得したいというような動きになっておるといふことにも聞くのであります。私たちはこれは別段責任のがれをするわけではありませんが、物資の所管いたしました後は輸入後の問題は農林省の所管になるわけでありまして、輸入割当をいたします責任から申しま

すれば、最後のところも関心を持つて見届けるようにいたさなければならぬわけでありまして、今後とも輸入業者には御指摘のような配慮をするように強く勧告をいたしたい、こういうふうにしておられます。きょうは並川さんお見えであります、私も同感であります。その趣旨に沿つて及ばずながら努力したいと思ひます。

○川野委員 ただいま局長から意のある返事をいただき敬意を表するわけでございますが、その点につきましても並川参考人の方におかれましても輸入業者と話し合いの上、このバナナ業者同志会でもなくとも、こういうものに属している方面にも輸入後のバナナを円満に配給するという問題を御検討になるならば、こういう問題が起らぬのではなからうか、と申しますことは、あまり国会等におきましてバナナ問題を持ち出されるということ、バナナが非常に多額の利益を得ているという印象を与えるわけでは、ところが聞いてみますとそういう問題が起らぬように皆さんの方で解決されるということが必要であるから、こういう問題について今度は業者間で一つ話し合う、こういう御意思がございませうか。

○並川参考人 先般柴田さんの同志会の方で、ぜひバナナを扱いたいという人がだんだんと現われてきております。そのうちには同志会の常務理事の梅田さんなどもとつとつと神田市場からバナナを買つてこられた方が、私たちが実際は梅田さんと取引がございませぬけれども、御希望があればでき

るだけあつせんもしたし、分けてあげてもいい、その他の方々にもこういうことで問題が解決できるならば、われわれの輸入業者の団体が持つておるバナナをできるだけ御希望に沿うようにお分けしたい、こういう気持ちをお話が出ております。役所からもそういうお話が出ておりますが、それに沿つてやりたいと思ひます。

○川野委員 現在の輸入業者も下部配給の問題については、熱意を持つてこれに当たりたいとお話もございまして、通産当局におきましても指導するという御返答でございまして、こういうことで一つ通産当局は解決に努力していただきたいと思ひます。

さらにもう一点お尋ね申し上げたいのでございまして、ドルの割当が従来は四百五十万ドルであったのが、百万ドル増して五百五十万ドルになった。しかし現在のバナナの値段が高いといふのは、やはりドルの割当が少い、こういうのが原因だろうと思つておられます。そこでどうしてドルをもう少し増す必要があるのではなからうか、かように考えます。そういったことは、先ほど田中委員から新しい風を吹き込めというお話もございましたから、今後ドルがうんと増す場合には、新規の業者を少しくらい加えられてもいいのじゃないか、現在のドルでほかに新規業者を加えるということについては、現在の輸入業者の反対も強いと考へます。ドルがたかさん増すという場合には、少しの新規加入者も加えても、現在の輸入業者も異論がないのではなからうかと考えますから、そういう場合については新しい業者もさらに加へる、こういうお含みはないものでござ

いますか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○松尾(泰)政府委員 その問題は、結局新規業者をどの程度認めるかという問題に關連するわけでございます。先ほど来申し上げておりますように、やはり輸入の事業を営む者に割当をするということ、そこでかりに今度の新しい通商交渉によりまして、何万ドルかふえた、その分を新規業者にやる分には既存の業者に影響がないじゃないか、先ほど来いろいろ議論がありましたように、現地側の出荷の状況、輸送の状況、荷受けの状況等から考えまして、果して今二百人になんとなする輸入業者、これでも多いのじゃないか、かと思つておられるわけでありまして、従つてかりに基礎がありまして、新規業者を入れることにいたしましたとしても、先ほど御批判の出でございまして、結局結果はなつていくのではなからうか、かと思つておられるわけでありまして、あくまで新規業者の問題はそのときどきの事情によつて考へるべきであつて、協定によつてワグがふえたら、それが一つのチャンスといふものでは少し工合が悪いのではないかと、先ほど来申し上げておりますように、われわれの見るところによりますと、二百人になつた輸入業者がほんとうの輸入業者になりつつかある今の段階において、これをまたもつたような状態にふやしていく、転売をする者をふやすというのはどうもおかしいという感じを持つておられるわけでありまして、原則的にはわれわれも新規業者の問題を全然考慮しないわけではございませぬが、バ

二〇

ナナにつきまして今大幅の新規業者を
考えるという事は、少し時期が尚早
ではなからうかというふうに考えてい
るわけでありませぬ。

○川野委員 私の言葉が少し足らな
かったので、ただいまの御答弁になっ
たと思いますが、私の申しましたの
は、ドルが増しただけ新規業者に割り
当てる、そういうわけではございませ
ん。ドルが増した部分を充てて新規業
者を増す、こういうわけではございま
し、しかもその新規業者も資本力にお
いても能力においても適当である、こ
うお認めになる人があった場合のこと
でございまして、そういう適任者がな
い場合は、これは新規業者を増すと
いっても資格のある人がないのでござ
いますからやむを得ませんが、そうい
う人がありました場合には、ドルが増
した場合等におきまして、新規業者を加
えるということも、私はこういうパナ
ナ界が混乱しておる時代においては適
当な救済策でなからうか、かように考
えますから、私はこういう発言をいた
したのでございませぬ。どうか一つこ
ういふ点も慎重に——これは答弁いた
さぬでもけっこうですが、考慮してい
ただくように希望を申し上げます、
私の質問を終わります。

○長谷川委員長 委員長から並川さん
と当局に対して御質問を申し上げます
と。お話を承わっておりますと、ただ
いまのは新規業者のお話のようであり
ます。かつて、戦争まで青を直接輸入
をして加工をりっぱにやっておったと
いうような実績者があることは、並川
さんは御承知だろうと考えます。従
いましてこの人が不幸にして商工会議所
の怠慢からその選に漏れたという事実

を、わが委員会は認めております。
従ってその認めたものに対して請願を
受理しております。こういう点につ
いて並川さんは、そういう不注意から
そういうことが国内に何件かあるか
かということ、あなたは今までの体
験の上、また今までの実績者として御
承知になっておるかどうかという一点
を承わりたい。

さらにもう一つは当局であります
が、当委員会は最も妥当なりと決定を
して、請願の取扱いをしております。
その請願の取扱いについて、当局は今
日いかなるよう処理しようと考えて
おるか。その請願は今国会でなくて
二、三回前の国会のことではございま
すので、それに対する御答弁をお願い
いたします。

○並川参考人 答弁をいたします。実
績のある業者で、とり方が、とる時期
の関係で、ちょうど割当を受けられな
かったとか、あるいはいろいろの問題
があつて、遠慮して実績がありながら
それを届け出でなかつたので、もら
えてないという方々な人は、私たち
も聞いておるところで何人かございま
す。そういう方々については今度も幾
らか調整をなさるといふ役所のお考
えのようでありませぬ。そういうこと
であれば、われわれも喜んで協力する
つもりであります。

○松尾(参)政府委員 この過去の実績
のとり方によりまして、たまたまその
年度はやっておらなかつたが、その前
の年度はやっておつたというふうな人
もありません、不公平の出でございま
す。それらの点につきましては逐次是
正をいたしまして不満のないようにい

たしたい、こういうふうに考えてお
ります。

それから、いま一つの請願の問題で
ありますが、請願は一般的に人口割
りの請願ではなかつたかと思つてあ
りますが、これにつきましては、先ほ
ど来いろいろ御説明を申し上げてお
りましたところで御了解願いたいと思
います。御存じのように一部人口割
りを実験的に加味したものでござい
ますが、なかなかその成績も思うよ
うにいきませんので、やはり本来の趣
旨に立ち返りまして、大体輸入実
績者に割当をするといふ方針でい
きたいと思つておる。わが省とい
うことでは御了承願います。

○長谷川委員長 それでは局長さん
にもう一点お伺いしなければなら
せんが、あなたは請願を見たら
人口割りの問題ではありませぬ。そ
れはただいま私が並川さんに申し上
げたと同じケースを申し上げたは
ございませぬ。請願はその点につ
いて受理されておる。でございま
す。人口割り云々でなくて、かつて
そういう業者があつたといふこと
をわれわれははっきり認めて、そ
うして請願を受理しておる。十分
御検討をして、そうしていただ
いませぬ。並川さんのお話があつた
ように、政府もそういう考え方を
持つておる。でございませぬ。そ
うして善処願いたいと思つてお
ります。

大体質疑は終了いたしました。参
考人の方々は、長時間にわたりに
貴重な御意見を述べ下さいました
ことは、まことにありがとうございます。

本日はこれにて散会いたします。
次会は明日午前十時より開会いた
します。

午後四時三分散会

〔参照〕

石油資源開発株式会社法の一部を改
正する法律案(内閣提出第二三二号)
に關する報告書
繊維工業設備臨時措置法の一部を改
正する法律案(内閣提出第一四二号)
に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十四年二月二十八日印刷

昭和三十四年三月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局